

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年 6 月30日

【発行者名】 ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ
(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 寺脇 恒

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り
287 - 289番
(287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Ｋタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
同 橋本 雅行

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Ｋタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6888) 1000

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
コクサイ・ケイマン・トラスト
- 米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
- 豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(Kokusai Cayman Trust
- USD-denominated USD Hedged Kokusai Capital Japan Equity Open
- AUD-denominated AUD Hedged Kokusai Capital Japan Equity Open)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
(イ) 米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
100億アメリカ合衆国ドル（約 1 兆1,825億円）を上限とする。
(ロ) 豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
107億オーストラリア・ドル（約9,850億円）を上限とする。
(注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびオーストラリア・
ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、平成27年 1 月30
日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1 米
ドル = 118.25円および 1 豪ドル = 92.06円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成27年3月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加・訂正するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、および、原届出書の添付書類が追加されましたので、当該書類を添付書類として提出するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 第15 ファンド情報 ファンドの状況 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別及び地域別の投資状況	更新
	(2) 投資資産		投資資産	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加・更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第31 ファンドの経理状況 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 第11 特別情報 管理会社の概況 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
5 その他	(4) 訴訟事件その他の重要事項		(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです（5 管理会社の経理の概況は、訂正内容に該当しないため省略します。）。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

コクサイ・ケイマン・トラスト - 米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン (Kokusai Cayman Trust - USD-denominated USD Hedged Kokusai Capital Japan Equity Open) (以下「米ドル建 米ドルヘッジ」ということがある。)およびコクサイ・ケイマン・トラスト - 豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン (Kokusai Cayman Trust - AUD-denominated AUD Hedged Kokusai Capital Japan Equity Open) (以下「豪ドル建 豪ドルヘッジ」ということがあり、米ドル建 米ドルヘッジおよび豪ドル建 豪ドルヘッジを個別にまたは総称して「サブ・ファンド」といい、コクサイ・ケイマン・トラスト (Kokusai Cayman Trust) を「ファンド」という。)の運用状況は、以下のとおりである。

(1) 投資状況

資産別及び地域別の投資状況

<米ドル建 米ドルヘッジ>

(平成27年4月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (アメリカ合衆国ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	44,803,554.40	97.18
現金・その他の資産(負債控除後)		1,298,928.08	2.82
合計 (純資産総額)		46,102,482.48 (約5,486百万円)	100.00

<豪ドル建 豪ドルヘッジ>

(平成27年4月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (オーストラリア・ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	11,468,999.52	98.68
現金・その他の資産(負債控除後)		153,240.73	1.32
合計 (純資産総額)		11,622,240.25 (約1,109百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)およびオーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、平成27年4月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル＝119.00円および1豪ドル＝95.43円)による。

(注3) ファンドおよびサブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されるが、米ドル建 米ドルヘッジ受益証券は米ドル建、豪ドル建 豪ドルヘッジ受益証券は豪ドル建であるため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルまたは豪ドルをもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資資産

（ ）投資有価証券の主要銘柄

<米ドル建 米ドルヘッジ>

（平成27年4月末日現在）

順位	銘柄名	国名	種類	数量（口）	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1.	コクサイ・トラスト - ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド 米ドル建 米ドルヘッジクラス	ケイマン諸島	投資信託	352,340.0000	109.976417	38,749,090.64	127.16	44,803,554.40	97.18

<豪ドル建 豪ドルヘッジ>

（平成27年4月末日現在）

順位	銘柄名	国名	種類	数量（口）	簿価（豪ドル）		時価（豪ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1.	コクサイ・トラスト - ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	ケイマン諸島	投資信託	87,764.0000	111.337991	9,771,467.46	130.68	11,468,999.52	98.68

<参考情報>

コクサイ・トラスト - ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（以下「投資先ファンド」という。）の組入上位銘柄

（平成27年4月末日現在）

順位	銘柄名	発行地	種類	業種	投資比率（％）
1.	株式会社三井住友フィナンシャルグループ	日本	普通株式	金融	4.25
2.	株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	日本	普通株式	金融	4.01
3.	株式会社デンソー	日本	普通株式	耐久消費財	3.30
4.	株式会社クボタ	日本	普通株式	工業	3.03
5.	株式会社村田製作所	日本	普通株式	工業	2.90
6.	株式会社キーエンス	日本	普通株式	工業	2.78
7.	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	日本	普通株式	金融	2.76
8.	川崎重工業株式会社	日本	普通株式	工業	2.73
9.	KDDI株式会社	日本	普通株式	通信	2.72
10.	SＭＣ株式会社	日本	普通株式	工業	2.72
11.	株式会社トプコン	日本	普通株式	非耐久消費財	2.66
12.	オリックス株式会社	日本	普通株式	金融	2.63
13.	日産自動車株式会社	日本	普通株式	耐久消費財	2.40
14.	ソフトバンク株式会社	日本	普通株式	通信	2.32
15.	浜松ホトニクス株式会社	日本	普通株式	工業	1.89
16.	三菱商事株式会社	日本	普通株式	耐久消費財	1.83
17.	ヤフー株式会社	日本	普通株式	通信	1.80
18.	株式会社ＩＨＩ	日本	普通株式	工業	1.76
19.	三菱電機株式会社	日本	普通株式	工業	1.75
20.	シスメックス株式会社	日本	普通株式	非耐久消費財	1.75

21.	野村不動産ホールディングス株式会社	日本	普通株式	金融	1.73
22.	株式会社良品計画	日本	普通株式	耐久消費財	1.65
23.	丸紅株式会社	日本	普通株式	耐久消費財	1.46
24.	株式会社長谷工コーポレーション	日本	普通株式	耐久消費財	1.38
25.	株式会社セブン&アイ・ホールディングス	日本	普通株式	非耐久消費財	1.36
26.	ヤマトホールディングス株式会社	日本	普通株式	工業	1.26
27.	株式会社みずほフィナンシャルグループ	日本	普通株式	金融	1.24
28.	トレンドマイクロ株式会社	日本	普通株式	通信	1.23
29.	株式会社ナカニシ	日本	普通株式	非耐久消費財	1.21
30.	日本精工株式会社	日本	普通株式	工業	1.16

(注) 投資比率とは、投資先ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

() 投資不動産物件

該当事項なし(平成27年4月末日現在)。

() その他投資資産の主要なもの

該当事項なし(平成27年4月末日現在)。

(2) 運用実績

下記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

純資産の推移

平成27年４月末日前１年間に於ける各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジ>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
平成26年５月末日	40,539,408.71	4,824,189,636	0.009673	1.1511
６月末日	43,915,710.00	5,225,969,490	0.010090	1.2007
７月末日	45,274,584.97	5,387,675,611	0.010217	1.2158
８月末日	45,578,232.80	5,423,809,703	0.010010	1.1912
９月末日	44,186,349.34	5,258,175,571	0.010495	1.2489
10月末日	44,895,427.33	5,342,555,852	0.010350	1.2317
11月末日	39,056,467.33	4,647,719,612	0.010919	1.2994
12月末日	39,131,769.84	4,656,680,611	0.010829	1.2887
平成27年１月末日	46,220,568.18	5,500,247,613	0.010582	1.2593
２月末日	50,397,818.87	5,997,340,446	0.011577	1.3777
３月末日	46,854,919.29	5,575,735,396	0.011822	1.4068
４月末日	46,102,482.48	5,486,195,415	0.012255	1.4583

(注) 上記「純資産総額」および「１口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で公表された純資産総額および１口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合がある。以下同じ。

<豪ドル建 豪ドルヘッジ>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
平成26年５月末日	14,106,118.15	1,346,146,855	0.009664	0.9222
６月末日	15,018,755.56	1,433,239,843	0.010086	0.9625
７月末日	16,248,019.46	1,550,548,497	0.010231	0.9763
８月末日	16,225,074.03	1,548,358,815	0.010034	0.9575
９月末日	12,815,411.11	1,222,974,682	0.010575	1.0092
10月末日	12,562,287.91	1,198,819,135	0.010354	0.9881
11月末日	11,560,080.81	1,103,178,512	0.010957	1.0456
12月末日	10,831,489.36	1,033,649,030	0.010880	1.0383
平成27年１月末日	11,296,371.57	1,078,012,739	0.010645	1.0159
２月末日	12,129,487.33	1,157,516,976	0.011632	1.1100
３月末日	11,939,711.96	1,139,406,712	0.011886	1.1343
４月末日	11,622,240.25	1,109,110,387	0.012341	1.1777

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成26年2月19日～平成27年4月末日）



分配の推移

下記期間における分配の推移は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジ>

	米ドル	円
(平成26年5月1日～平成27年4月末日)	0.00008	0.0095

<豪ドル建 豪ドルヘッジ>

	豪ドル	円
(平成26年5月1日～平成27年4月末日)	0.00016	0.0153

<参考情報>

米ドル建 米ドルヘッジ

(1口当たり、課税前)

	米ドル
第1会計年度 (2014年2月19日～2014年9月末日)	該当事項なし
2014年10月	0.000080

豪ドル建 豪ドルヘッジ

(1口当たり、課税前)

	豪ドル
第1会計年度 (2014年2月19日～2014年9月末日)	該当事項なし
2014年10月	0.000160

収益率の推移

下記期間における収益率は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジ>

	収益率(注)
(平成26年5月1日～平成27年4月末日)	30.81%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 平成27年4月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b = 平成26年4月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

以下同じ。

<豪ドル建 豪ドルヘッジ>

	収益率
(平成26年5月1日～平成27年4月末日)	32.82%

<参考情報>



(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末現在の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格（ただし、2014年の場合は当初発行価格（米ドル建 米ドルヘッジは1口当たり0.01米ドルおよび豪ドル建 豪ドルヘッジは1口当たり0.01豪ドル）

(注2) 2014年は2月19日（運用開始日）から12月末日までの収益率。2015年は1月1日から4月末日までの収益率。

(注3) サブ・ファンドに、ベンチマークはない。

2 販売及び買戻しの実績

平成27年4月末日前1年間における販売および買戻しの実績、ならびに平成27年4月末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジ>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
(平成26年5月1日～ 平成27年4月末日)	5,069,070,756 (5,069,070,756)	5,049,363,805 (5,049,363,805)	3,761,876,078 (3,761,876,078)

(注) () の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

<豪ドル建 豪ドルヘッジ>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
(平成26年5月1日～ 平成27年4月末日)	915,402,432 (915,402,432)	1,432,855,632 (1,432,855,632)	941,745,963 (941,745,963)

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

コクサイ・ケイマン・トラスト - 米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン

- a．ファンドの日本語の中間財務書類は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。ファンドの日本語の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」）第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b．ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．ファンドの原文の中間財務書類は、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）で表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成27年4月30日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝119.00円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(1) 資産及び負債の状況

コクサイ・ケイマン・トラスト -
米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
資産負債計算書
2015年 3 月31日現在 (未監査)

	米ドル	千円
資産		
投資先ファンドへの投資（原価：40,462,812米ドル）	45,505,929	5,415,206
現金	1,427,933	169,924
未収金：		
サブ・ファンド受益証券売却	1,683,542	200,341
投資有価証券売却	2,080,002	247,520
その他の資産	20,926	2,490
資産合計	50,718,332	6,035,482
負債		
未払金：		
投資有価証券購入	1,649,871	196,335
サブ・ファンド受益証券買戻	2,070,340	246,370
未払販売報酬	75,923	9,035
未払投資顧問報酬	37,962	4,517
未払専門家報酬	12,248	1,458
未払代行協会員報酬	5,423	645
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	4,841	576
未払管理報酬	4,339	516
未払受託報酬	2,466	293
負債合計	3,863,413	459,746
純資産	46,854,919	5,575,735
純資産		
米ドル建 米ドルヘッジクラス	46,854,919	5,575,735
発行済受益証券口数		
米ドル建 米ドルヘッジクラス	3,963,292,231 口	
受益証券 1 口当たり純資産価格	米ドル	円
米ドル建 米ドルヘッジクラス	0.011822	1.4068

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト -
米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
損益計算書
2015年3月31日までの6か月間（未監査）

	米ドル	千円
費用		
販売報酬	149,866	17,834
設立費用	85,083	10,125
投資顧問報酬	74,933	8,917
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	24,580	2,925
専門家報酬	13,866	1,650
代行協会員報酬	10,705	1,274
保管報酬	9,380	1,116
管理報酬	8,564	1,019
受託報酬	4,987	593
費用合計	381,964	45,454
投資純損失	(381,964)	(45,454)
実現および未実現評価利益（損失）：		
実現純利益（損失）：		
投資先ファンドの売却	4,791,586	570,199
実現純利益	4,791,586	570,199
未実現評価益（評価損）の純変動：		
投資先ファンドへの投資	1,967,644	234,150
未実現純評価益の純変動	1,967,644	234,150
実現および未実現純利益	6,759,230	804,348
運用による純資産の増加	6,377,266	758,895

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト -
 米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）
 純資産変動計算書
 2015年3月31日までの6か月間（未監査）

	米ドル	千円
運用による純資産の純増加（減少）		
投資純損失	(381,964)	(45,454)
実現純利益	4,791,586	570,199
未実現評価益の純変動	1,967,644	234,150
運用による純資産の純増加	6,377,266	758,895
受益者への分配	(334,442)	(39,799)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少	(3,255,751)	(387,434)
純資産の純増加	2,787,073	331,662
純資産		
期首	44,067,846	5,244,074
期末	46,854,919	5,575,735
米ドル建 米ドルヘッジクラス		
サブ・ファンドの受益証券取引：		
受益証券口数		
発行	2,874,512,526 □	
買戻し	(3,110,407,821) □	
受益証券口数の純変動	(235,895,295) □	
金額	米ドル	千円
発行	30,971,708	3,685,633
買戻し	(34,227,459)	(4,073,068)
サブ・ファンドの受益証券取引による純増加	(3,255,751)	(387,434)

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト -
米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
財務ハイライト
2015年3月31日までの6か月間（未監査）

	米ドル建 米ドルヘッジクラス	
	米ドル	日本円
期首 1 口当たり純資産価格	0.010494	1.2488
投資純損失 [±]	(0.000096)	(0.0114)
投資による実現および未実現純利益	0.001504	0.1790
投資運用による利益合計	0.001408	0.1676
受益者への分配	(0.000080)	(0.0095)
期末 1 口当たり純資産価格	0.011822	1.4068
トータル・リターン [*]	13.60 %	
平均純資産に対する比率		
費用合計	1.78 %	
純投資損失	(1.78) %	

[±] 当期の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

^{*} トータル・リターンは、再投資された分配金の影響を踏まえたものである。1年未満の期間については年率換算されていない。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務書類に対する注記

2015年3月31日までの6か月間（未監査）

１．組織

米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン（以下「サブ・ファンド」という。）は、コクサイ・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであり、ケイマン諸島（以下「ケイマン諸島」という。）のオープン・エンド型投資信託として2010年8月3日に設立された。ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「管理会社」という。）の間で締結された2010年8月3日付信託証書に従って、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された。サブ・ファンドは、2014年2月19日に運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

サブ・ファンドの投資目的は、コクサイ・トラスト（以下「投資先ファンド」という。）のシリーズの一つであるジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの米ドル建 米ドルヘッジクラスへの投資を通じて、信託財産の成長を目指すことである。投資先ファンドは、主として日本の金融商品取引所に上場している株式等（同様の金融商品を含む。）に投資する。サブ・ファンドは、資産のほぼすべてを投資先ファンドに投資することにより、投資目的の達成を追求する。したがって、サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの形態で構成されている。本書中のこれに反する記載に関わらず、サブ・ファンドまたは受益者の利益になると判断される場合、サブ・ファンドの資産が株式および確定利付証券を含むその他の有価証券に投資されることがある。

サブ・ファンドは、A S C 946に基づく投資会社としての定義に合致している。

サブ・ファンドの投資顧問会社は、国際投信投資顧問株式会社（以下「投資顧問会社」という。）である。

２．重要な会計方針

以下は、サブ・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「Ｕ．Ｓ．Ｇ A A P」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。Ｕ．Ｓ．Ｇ A A Pに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

サブ・ファンドの純資産価額は、毎営業日（(1) ロンドン、ニューヨークおよび東京において国、州もしくは地域の銀行が営業を行っている日で、かつ(2) ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。）および管理会社が決定するその他の日（それぞれ「決算日」という。）に計算される。サブ・ファンドの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬

および費用を含むがこれに限定されないサブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。サブ・ファンドの純資産価額および受益証券１口当たり純資産価格は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）によって、各営業日の営業終了時点において小数第６位まで四捨五入して計算される。

(B) 公正価値測定

サブ・ファンドは、Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層における投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル１測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル３測定）としている。当該指針が設定する３つのレベルの公正価値のヒエラルキーは以下の通りである。

- ・レベル１ - 公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル２ - 公正価値測定には、レベル１に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル３ - 公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観察可能」であるかの決定には、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に積極的に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、認識される当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

2015年３月31日現在、投資先ファンドおよびデリバティブに対する投資は、レベル２インプットに基づき評価された。サブ・ファンドは、投資信託およびデリバティブに対する投資を評価するために「マーケット・アプローチ」による評価技法を使用している。サブ・ファンドは、投資会社に特化した会計指針に従って１口当たり純資産価格を計算する投資先ファンドに対する投資の公正価値の見積りのためにＵ．Ｓ．ＧＡＡＰの下で権威ある指針に従う。したがって、サブ・ファンドが投資の１口当たり純資産価格が公正価値を示すと決定した場合、サブ・ファンドは、さらなる調整を行っていない当該投資の１口当たり純資産価格（またはそれと同等のもの。）を使用して投資会社に対する投資の公正価格を計上する（以下「現実的手段」という。）。当該指針は、報告事業体の測定日現在、投資会社に特化した会計指針に従って投資の１口当たり純資産価格を決めた場合のみサブ・ファンドが現実的手段を用いることを許容する。投資先ファンドに対する投資は、各営業日の最終純資産価額に基づく公正価値で評価される。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「OTC」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約および上場オプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル1またはレベル2に分類される。

OTCデリバティブ（外国為替予約取引を含む。）は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合はいつでも、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した相場）を用いて評価される。評価モデルが使用される場合、OTCデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な外国為替予約取引のような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル2として分類される。

これらのOTCデリバティブのうち、流動性が低いまたはインプットが観察不能なものはレベル3に分類される。これらの流動性の低いOTCデリバティブの評価に、レベル1および/またはレベル2のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値の決定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。各測定日現在、受託会社は、観察可能なインプットを反映するためレベル1およびレベル2のインプットを更新するが、その結果生じる損益は、観察不能なインプットの重要性に起因してレベル3に反映されている。

以下は、2015年3月31日現在、評価ヒエラルキーの範囲内で項目ごとおよびレベルごとに資産負債計算書に計上された金融商品を示す。*

資産：	同一の投資対象 の活発な市場に おける（未調整 の）公表価格 （レベル1）	重要なその他の 観察可能なイン プット （レベル2）	重要な観察不能 なインプット （レベル3）	2015年3月31日 現在の公正価値
投資先ファンドへの投資				
ジャパン・エクイティ・マスター・ファン ド（コクサイ・トラストのサブ・ファン ド）- 米ドル建 米ドルヘッジクラス	\$ -	\$ 45,505,929	\$ -	\$ 45,505,929
投資先ファンドへの投資合計	-	45,505,929	-	45,505,929

* 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。

2015年3月31日までの6か月間において、レベル1、レベル2およびレベル3の間で移動はなかった。サブ・ファンドは、各レベルから移動した投資有価証券があれば期末に会計処理を行う。

(C) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、投資先ファンドの売買は約定日現在で計上される。損益は個別法に基づき報告される。投資先ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。投資先ファンドによる元本の払戻しに係る分配は投資原価の減額として計上される。

(D) 費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(E) 分配方針

管理会社は、その裁量により、2014年10月以降（または、管理会社が決定するこれより後の年以降）、毎年10月14日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）に純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインならびに分配可能な元本から分配を宣言することができる。分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われる。

2015年3月31日までの期間に、以下の分配金が宣言され、再投資された。

受益者への分配金		金額
米ドルクラス	\$	334,442
合計	\$	334,442

(F) 現金および外国通貨

サブ・ファンドの表示通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの表示通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の価値の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、実現および未実現純損益に含まれている。

(G) 外国為替予約取引

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの有価証券の一部もしくは全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、または投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する外国為替予約取引を締結する。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれることがある。更に、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、サブ・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。サブ・ファンドはまた、投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替取引を締結することを認められている。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。

サブ・ファンドは、投資有価証券をヘッジするため、または収益を拡充するために、デリバティブ商品を使用することがある。デリバティブは、その他のタイプの商品よりも、サブ・ファンドが、そのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させることを可能にする。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的で外国為替予約取引を利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは排除させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待した通りにヘッジされていた当該保有財産の変動に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能となるかもしくは費用効率が良くなるという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、それぞれ利用しないことを選択することもできる。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

(H) デリバティブ商品

A S C 815 - 10 - 50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、サブ・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、開示することを要求している。

外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益（損失）または未実現利益（損失）の純変動として損益計算書に反映される。当期において、サブ・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

下表は、サブ・ファンドのデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポージャー別に要約したものである。

2015年3月31日までの6か月間の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク
運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益 / (損失)	
外国為替予約取引に係る実現純 (損失)	\$ (501)

サブ・ファンドは、随時、締結される店頭デリバティブおよび為替契約を管理する一定の取引相手方との国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約、国際外国為替マスター契約または外国為替およびオプションのマスター契約等のマスター・ネットリング契約の当事者である。マスター契約は、とりわけ当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、デフォルト事由および早期終了に関する条項を含むことがある。

担保要件は、サブ・ファンドと各取引相手方との間の正味ポジションに基づいて決定される。担保は、現金または米国政府もしくは関連機関によって発行された債務証券の形式またはサブ・ファンドおよび関連する取引相手方によって合意されたその他の証券の形式が認められている。サブ・ファンドに提供された担保（もしあれば）は、マスター契約の条項に従って、一定の取引相手方に関しては、サ

ブ・ファンドの保管会社によって分別勘定で保管され、また、売却可能または再担保差入れ可能な金額に関しては、投資有価証券明細表に記載されている。サブ・ファンドが設定した担保（もしあれば）は、サブ・ファンドの保管会社によって分別され、投資有価証券明細表において特定される。2015年3月31日現在、サブ・ファンドが担保として差し入れた有価証券または現金はなかった。

サブ・ファンドに適用ある終了事由は、サブ・ファンドの純資産が、一定の期間にわたり特定の限界値を下回った場合に発生することがある。取引相手方に適用ある終了事由は、取引相手方の信用格付が特定レベルを下回った場合に発生することがある。いずれのケースにおいても、発生時に、その他の当事者は早期終了を選択し、終了当事者の合理的な決定に基づき、当該早期終了から生じた損失および費用の支払を含むすべての未決済のデリバティブおよび為替契約の決済を行うことがある。早期終了を選択するサブ・ファンドの一または複数の取引相手方による決定は、サブ・ファンドの将来のデリバティブ活動に対して影響を及ぼす可能性がある。

3．投資先ファンド

本「3．投資先ファンド」中の以下の情報は、投資先ファンドの2014年9月30日現在の監査済み財務書類から抜粋されたもので、投資先ファンドの2015年3月31日現在の情報と一致している。

3.1. 投資先ファンドの組織

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（以下「ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド」という。）は、2009年9月2日に設立されたケイマン諸島のオープン・エンド型投資信託（以下「投資先ファンド」という。）のもとで2013年10月3日付補遺信託証書（以下「補遺信託証書」）に従い設立されたサブ・ファンドである。投資先ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるインタートラスト・トラステーズ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）が行った信託宣言に従って設立された。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、2013年10月24日付で運用を開始した。

注記3において、インタートラスト・トラステーズ（ケイマン）リミテッドは、注記1において定義されるサブ・ファンドの受託会社（ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド）と区別する目的においてのみ、投資先ファンドの受託会社と称される。

投資先ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（改訂済）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

現在、投資家に対して13のクラスの受益証券が販売されている。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの運用開始時には、投資家に対し11のクラス（豪ドルクラス、ブラジル・リアルクラス、人民元クラス、ユーロクラス、インドネシア・ルピアクラス、日本円クラス、メキシコ・ペソクラス、ロシア・ルーブルクラス、トルコ・リラクラス、米ドルクラスおよび南アフリカ・ランドクラス）の受益証券が販売されていた。2つの追加のクラス（豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラス）の運用は、2014年2月19日に開始された。豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスを除く各クラスの販売は、日本円で行われる。豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスの販売は、それぞれ豪ドルおよび米ドル建で行われる。また、金利差に相当する為替ヘッジ・プレミアムおよび受益証券クラスの通貨（以下「クラス通貨」という。）の高騰に由来する為替差益を追求するため、日本円クラスを除く各株式クラスは、外国為替予約取引またはノン・デリバラブル・フォワード取引を締結することによる、為替ヘッジ・ポジションを有している。ヘッジ・ポジションを取る場合、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、クレディ・スイス・イン

ターナショナル（以下「為替管理事務代行会社」という。）が提供するヘッジ・オーバーレイ・サービスを利用することに同意する。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、国際投信投資顧問株式会社によって設立された特定の日本の投資信託（国際投信投資顧問株式会社が投資顧問サービスを提供しているケイマン諸島の信託である、コクサイ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドに対してのみ販売される豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスを除く。）のマスター・ファンドとしてのみ設立されている。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、ＡＳＣ 946に基づく投資会社としての定義に合致している。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの機能通貨および表示通貨（以下「機能通貨」という。）は、日本円である。投資先ファンドの受託会社は、任意の運用通貨によるクラスを指定することができる。受益証券の発行および買戻しは、そのクラスの運用通貨で処理され、受益証券１口当たり純資産価格は、当該クラスの運用通貨で計算および値付けされる。豪ドル建 豪ドルヘッジクラスの運用通貨は、豪ドルであり、豪ドルクラス、ブラジル・レアルクラス、人民元クラス、ユーロクラス、インドネシア・ルピアクラス、日本円クラス、メキシコ・ペソクラス、ロシア・ルーブルクラス、トルコ・リラクラス、米ドルクラスおよび南アフリカ・ランドクラスについては、日本円であり、また、米ドル建 米ドルヘッジクラスについては、米ドルである。2014年９月30日現在、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスの運用通貨建の受益証券１口当たり純資産価格は、それぞれ107.8659豪ドルおよび106.2379米ドルであった。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの投資目的は、主として日本の金融商品取引所に上場している株式等（これに準じるものを含む。）に投資することにより、信託財産の成長を追求することである。市場の全サイクルを通じて、投資運用会社は、ＴＯＰＩＸ配当込み指数を日本円建て年間1.5%（手数料控除前）上回ることを目指している。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの投資運用会社は、キャピタル・インターナショナル株式会社（以下「投資運用会社」という。）である。

3.2. 投資先ファンドの重要な会計方針の要約

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの財務書類は、2013年10月24日から2014年９月30日（ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの９月の最終営業日（日本における祝日以外の日であり、かつ、ニューヨーク証券取引所、ならびにニューヨーク、ロンドンおよび日本の銀行が営業を行っている日をいう。）である会計年度末日を指す。）までの期間を反映している。以下は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰ」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）は、投資先ファンドの受託会社の最終的な権限の下、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの全資産の評価を行う。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、毎営業日および投資先ファンドの受託会社が決定するその他の日（それぞれ「決算日」とい

う。) に計算される。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの純資産価額は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されないジャパン・エクイティ・マスター・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。受益証券１口当たり純資産価格は、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラス（これらの純資産価額は、それぞれ豪ドルおよび米ドル建で計算される。) を除き、日本円建で計算される。各クラスの受益証券１口当たり純資産価格は、通常、各営業日において計算され、受益証券１口当たり純資産価格は、小数第４位まで四捨五入して調整される。

(B) 証券の評価

純資産価額の計算にあたり、市場相場が容易に入手可能な組入有価証券およびその他の資産は、公正価値で表示される。公正価値は、通常、当該証券の主要な市場である証券取引所における最新の売値に基づいて決定され、売却が報告されていない場合は、相場報告システム、確立したマーケット・メーカーまたは独立したプライシング・サービスから取得された相場に基づき決定される。

市場相場が容易に入手可能ではない証券およびその他の資産は、管理事務代行会社が、投資先ファンドの受託会社の最終的な権限の下で誠実に決定した公正価値により評価される。管理事務代行会社は、市場相場が容易に取得可能ではない場合において証券およびその他の資産を評価するための手法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に取得可能ではない特定の証券または投資は、投資先ファンドの受託会社が確立したガイドラインに従って、他の証券または指標を参照した上で評価することができる。

市場相場は、直近のまたは信用に値する、市場に基づくデータ（例えば、取引情報、買呼値／売呼値に関する情報、ブローカーによる相場価格）が存在しない場合に、容易に入手可能ではないものとみなされ、関連する市場の取引終了後においてジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの証券または資産の価値に重大な影響を与える事由が発生した場合も含まれる。更に、市場相場は、特別な事情により、当該証券が取引される取引所または市場において終日取引が行われず、またはその他の市場価格が入手できない場合にも、容易に入手可能ではないものとみなされる。管理事務代行会社は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの証券または資産の価値に著しい影響を与える重大な事由の監視、および当該重大な事由に鑑みて該当する証券または資産の価値の再評価の必要性の有無の判断につき責任を負う。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドがその純資産価額の決定のために公正価値を決定する場合、証券の価格は、当該証券が取引される主要な市場における相場ではなく、管理事務代行会社が公正価値を正確に反映していると考え他の方法により決定される。公正価値の決定には、証券の価値に関する主観的な判断が必要となる。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの方針は、価格決定時の証券の価値を適正に反映した純資産価額の計算を意図したものであるが、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、当該証券を価格決定時点で売却する場合（例えば、強制的または危殆時における売却等）に、投資先ファンドの受託会社またはその指示の下に行為する者によって決定された公正価値が、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが当該証券について取得することができたであろう価格を正確に反映していることを保証することはできない。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが使用する価格は、当該証券が売却された場合に実現可能であったであろう価値と異なることがあり、両者の差異は、財務書類上重大である場合がある。

公正価値測定

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層における投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル１測定）とし、評価にとって重要な観

察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル3測定）としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値の階層は以下の通りである。

- ・レベル1 - 公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル2 - 公正価値測定には、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル3 - 公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観察可能」であるかの決定には、投資運用会社による重大な判断が要求される。投資運用会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に積極的に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、投資先ファンドの受託会社によって認識される当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

投資

活発な市場における市場相場に基づき評価され、レベル1に分類される投資には、株式および短期金融証券が含まれる。投資先ファンドの受託会社は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが多額のポジションを有しており、売却が相場価格に合理的に影響を与える場合であっても、当該証券について相場価格の調整を行わない。

活発ではないとみなされる市場において取引されるが、市場相場価格、ディーラーによる相場価格または観察可能なインプットによって裏付けられる代替的な価格決定のための情報源に基づき評価される投資は、レベル2に分類される。当該投資には、社債、ソブリン債および一部の優先株式が含まれる。レベル2投資には、活発な市場において取引されない、かつ／または譲渡制限の対象となるポジションが含まれているため、非流動性および／または非譲渡可能性を反映する形で評価が調整されることがあり、これらは、通常、入手可能な市場の情報に基づく。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「OTC」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、上場先物契約およびオプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値ヒエラルキーのレベル1またはレベル2に分類される。

OTCデリバティブ（外国為替予約取引を含む。）は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合はいつでも、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した相場）を用いて評価される。評価モデルが使用される場合、OTCデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な予約取引のような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル2として分類される。

これらのOTCデリバティブのうち、流動性が低いまたはインプットが観察不能なものはレベル3に分類される。これらの流動性の低いOTCデリバティブの評価に、レベル1および／またはレベル2のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値の決定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。

下表は、2014年9月30日現在、評価ヒエラルキーの範囲内で項目ごとおよびレベルごとに資産負債計算書に計上された金融商品を示したものである。*

株式	同一の投資に係る 活発な市場における 未調整の公表価格 (レベル1)	その他の重大な 観察可能なイン プット (レベル2)	重大な観察不能 なインプット (レベル3)	2014年9月30日 現在の公正価値
航空宇宙 / 防衛	¥ 658,312,000	¥ -	¥ -	¥ 658,312,000
農業	555,025,200	-	-	555,025,200
自動車製造	2,189,818,300	-	-	2,189,818,300
自動車部品および機器	2,565,351,750	-	-	2,565,351,750
銀行	4,867,811,750	-	-	4,867,811,750
建設資材	947,294,000	-	-	947,294,000
化学製品	459,927,800	-	-	459,927,800
商業サービス	389,021,000	-	-	389,021,000
コンピューター	217,872,000	-	-	217,872,000
化粧品 / パーソナルケア	685,387,050	-	-	685,387,050
流通 / 卸売	3,201,595,820	-	-	3,201,595,820
各種金融サービス	769,949,300	-	-	769,949,300
電子部品および機器	253,762,500	-	-	253,762,500
電子機器	2,311,476,200	-	-	2,311,476,200
土木建築	150,951,000	-	-	150,951,000
手工具 / 工作機械	868,175,000	-	-	868,175,000
健康管理用品	2,643,491,400	-	-	2,643,491,400
住宅建設業	858,532,200	-	-	858,532,200
家財道具	135,680,000	-	-	135,680,000
保険	670,755,600	-	-	670,755,600
インターネット	1,756,726,000	-	-	1,756,726,000
機械建設および採掘	462,978,500	-	-	462,978,500
各種機械	2,342,575,300	-	-	2,342,575,300
金属製造 / ハードウェア	465,178,000	-	-	465,178,000
オフィス / 事務用機器	252,563,200	-	-	252,563,200
石油およびガス	44,635,650	-	-	44,635,650
製薬	795,289,600	-	-	795,289,600
不動産	788,278,800	-	-	788,278,800
小売業	1,495,931,500	-	-	1,495,931,500
ソフトウェア	543,490,000	-	-	543,490,000
電気通信	1,515,946,400	-	-	1,515,946,400
交通	1,004,307,500	-	-	1,004,307,500
短期投資				
定期預金	433,172,134	-	-	433,172,134
投資合計	¥ 37,301,262,454	¥ -	¥ -	¥ 37,301,262,454

金融デリバティブ商品**

資産

外国為替予約取引	¥	-	¥	199,998,000	¥	-	¥	199,998,000
----------	---	---	---	-------------	---	---	---	-------------

負債

外国為替予約取引	¥	-	¥	(82,023,991)	¥	-	¥	(82,023,991)
----------	---	---	---	--------------	---	---	---	--------------

* 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。

** 外国為替予約取引等の金融デリバティブ商品は、商品に係る未実現評価益／（評価損）で評価されている。

2014年9月30日に終了した会計期間において、レベル1、レベル2およびレベル3の間で移動はなかった。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、各レベルから移動した投資有価証券があれば期末に会計処理を行う。

2014年9月30日現在、レベル3のインプットとして評価される証券はなかった。

(C) 証券取引および投資収益

財務報告の目的上、証券取引は取引日において計上される。証券の売却による実現損益は、個別法に基づき報告される。分配収益は、配当落ち日に計上される。ただし、配当落ち日が経過している場合、外国有価証券からの特定の配当金は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが合理的な努力を払って配当落ち日を確認した後速やかに計上される。投資収益について外国税の還付の有無が不確定の場合、投資収益は、外国税を控除した上で計上される。その他の収益には、定期預金の利息が含まれる。

(D) 分配方針

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、シリーズごとの決議による承認をもって、各クラスにつき分配金（現金または現物による。）の再投資を宣言し、これを手配する。日本円以外の通貨建のクラスについて、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、分配を行う意向を有していない。

分配は、毎月行われ、（ ）純実現キャピタル・ゲイン（ヘッジ・ポジションを含む。）、純未実現キャピタル・ゲインおよび純収益から拠出されたプラスの総額と、（ ）ポートフォリオの分配イールド、純ファンド費用および通貨ヘッジ・プレミアム（費用）に基づく論理的な収益予想（各クラスの純資産合計額により計算される。）のいずれか大きい方に基づき計算される。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、管理事務代行会社が上記のとおり決定するより大きい方の金額につきクラスの各受益者に対して毎月分配を宣言し、当該分配金は、再投資される。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、当該月に係る分配金を前月の最終営業日または投資先ファンドの受託会社とその単独の裁量において決定するその他の日付（以下「基準日」という。）において宣言し、通常、当該月の最初の営業日（当該日が営業日ではない場合は、翌営業日）または投資先ファンドの受託会社とその単独の裁量において決定するその他の日付（以下「分配日」という。）において、当該分配金を再投資する。各クラスの受益者は、分配金の再投資を選択しているため、関連する分配日において、受益証券が発行される。

2014年9月30日に終了した会計期間について宣言され、かつ、再投資された分配金は以下のとおりである。

受益者への分配

金額

豪ドルクラス	¥	217,900,082
ブラジル・リアルクラス		1,013,881,986
人民元クラス		35,641,522
ユーロクラス		114,043,716
インドネシア・ルピアクラス		40,426,269
日本円クラス		608,916,166
メキシコ・ペソクラス		268,906,163
ロシア・ルーブルクラス		33,007,045
トルコ・リラクラス		47,729,045
米ドルクラス		3,226,985,668
南アフリカ・ランドクラス		3,799,893
合計	¥	5,611,237,555

(E) 現金および外国通貨

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの機能通貨および報告通貨は、日本円である。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の価値の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。証券およびデリバティブへの投資に係る外国為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、実現および未実現純損益に含まれている。

(F) 定期預金

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）を通じて、余剰の現金残高を翌日物定期預金として、投資先ファンドの受託会社が決定する1または複数の適格な預金受入機関に預託している。当該預金は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの投資有価証券明細表において、短期投資に分類されている。通貨に対する需要が低下している期間において、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、通貨の預託について手数料を支払うことがあり、これによりジャパン・エクイティ・マスター・ファンドに支払利息が生じることがある。

(G) 外国為替予約取引

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの有価証券の一部もしくは全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、または投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する外国為替予約取引を締結する。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格提供会社から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれることがある。更に、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドはまた、投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約取引を締結することを認められている。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれ

ら固有のクラスに配分される。2014年9月30日現在の未決済の外国為替予約取引の一覧は、投資有価証券明細表に記載されている。

(H) デリバティブ商品

A S C 815 - 10 - 50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、開示することを要求している。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、デリバティブ商品をA S C 815に基づくヘッジ商品に指定していない。

外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益（損失）または未実現利益（損失）の純変動として損益計算書に反映される。当期において、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

2014年9月30日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク＊	
資産デリバティブ		
外国為替予約取引に係る未実現評価益	¥	199,998,000
負債デリバティブ		
外国為替予約取引に係る未実現評価損		(82,023,991)

* 総価額は、資産負債計算書における未決済の外国為替予約取引に係る未実現評価損益の項に記載されている。

2014年9月30日に終了した会計期間の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク
運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益 / (損失)	
外国為替予約取引に係る実現純利益	¥ 2,895,895,257
運用によって認識されたデリバティブに係る未実現評価益 / (評価損) の変動	
外国為替予約取引に係る未実現評価益の純変動	¥ 117,974,009

(1) 受益証券

2014年9月30日現在、すべての発行済み受益証券は、国際投信投資顧問株式会社により設定された3名の関連する受益者によって保有されていた。当該3名の受益者は、純資産の100%に対して持分を有していた。

受益証券は、純資産価額に基づきプロラタ方式でジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの利益および分配に参加するクラスにつき、以下に記載する終了事由の際の資産に係る範囲において発行される。受益証券は、無額面であり、発行時にその全額が払い込まれなければならない、優先権または先買権は付されていない。管理事務代行会社は、整数または端数の受益証券を発行することができる。

当初発行

すべてのクラスの受益証券は、受益証券1口当たり1.0000円の当初発行価格（それぞれ100.00豪ドルおよび100.00米ドルの当初1口当たり純資産価格で発行される、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスを除く。）で発行される。投資先ファンドの受託会社またはその受任者は、その単独の裁量において最低購入金額を取り消すことができる（ただし、最低当初購入金額は、100,000米ドルを下回ってはならない。）。

受益証券の募集は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドにより行われる。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、受益証券の販売について手数料またはその他の報酬を受領しない。

継続発行

当初払込日以降、各クラスの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の受益証券の1口当たり純資産価格で購入可能となる。

特定の営業日に取引が実行されるために、取得申込書類は、管理会社が別段の合意をしない限り、当該営業日の「指定時刻」（日本円建クラスの場合は東京時間の午後6時、日本円以外の通貨建クラスの場合はルクセンブルク時間の午後1時、または投資先ファンドの受託会社が適切とみなす時刻）までに管理事務代行会社に受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、該当する営業日（当該営業日を含む。）から5営業日目に保管会社により受領されなければならない。

受益証券に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

投資先ファンドの受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

買戻し

受益者は、毎営業日および投資先ファンドの受託会社はその裁量により決定するその他の日時（以下、それぞれの日を「買戻日」という。）に、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドに対して、保有する受益証券のすべてまたは一部について買戻しを請求することができる。受益者は、管理事務代行会社に対して、買戻日の指定時刻までに買戻日現在の受益証券の買戻を請求しなければならない。指定時刻を過ぎて受領された申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

買戻請求には、買戻日、および買戻しを行う受益者の受益証券の割合、受益者の受益証券の具体的な口数または買い戻される受益証券の各通貨での金額のいずれかを明記しなければならない。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが、関連する買戻日またはそれより前に清算を開始した場合、いかなる買戻請求も有効とはならない。買戻価格は、買戻日における当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格である。投資先ファンドの受託会社の単独の裁量において、またはその受任者により、受益者による買戻しの条件が取消しまたは修正されることがある。

日本円建クラスの買戻金額は、通常、関連する買戻日から４「東京営業日」（東京において銀行が営業している日）以内に日本円で支払われる。日本円以外の通貨建のクラスについては、買戻金額は、通常、関連する買戻日から４営業日以内に各クラスの通貨で支払われる。

譲渡

受益証券の募集は1933年米国証券法（その後の改正を含む。）に基づく登録を受けていないため、各購入者は、申込契約において、当該購入者による受益証券の購入が投資目的であり、当該受益証券の全部または一部の譲渡または処分を意図していない旨の表明保証を行わなければならない。

受益者は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドに対して書面による事前の通知を行い、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの書面による事前の同意（ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、その単独かつ絶対的な裁量において当該同意を留保することができる。また、通常、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、当該同意を付与する意向を有していない。）を取得することなく、自身が保有する受益証券の全部または一部を譲渡またはその他贈与等の方法により処分してはならない。受益者の死亡に伴い譲渡または処分が提案される場合、当該受益者の財産につき適式に授權された代理人による通知を行うことができる。当該通知は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドにとって満足のいく形の法的権限に係る証拠により裏付けられたものでなければならない。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、法律の適用により受益証券の所有権を取得した者により保有される受益証券を強制的に買い戻す権利を有する。

4. 受益証券

2015年３月31日現在、サブ・ファンドにより発行されたすべての受益証券は、単一の関連受益者名義で保有されている。当該受益者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える可能性がある。

(A) 当初発行

サブ・ファンドの受益証券の当初発行価格は、１口当たり0.01米ドルである。各クラスの当初最低購入口数は、１口である。最低購入金額は、1,000米ドル以上0.01米ドル単位である。適用ある法律に従い、当該最低購入金額は、一般的にまたは特定の場合に管理会社の裁量により変更されることがある。

当初発行価格の3.0%（現地消費税その他の税を含まない。）を上限とする申込手数料が課され、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）により留保されることがある。当該申込手数料は、サブ・ファンド外で徴収され、日本における販売会社に対して直接支払われる。

(B) 継続発行

当初払込日以降、サブ・ファンドの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の受益証券１口当たり純資産価格で購入可能となる。

特定の営業日に取引が実行されるために、取得申込書類は、管理会社が別段の合意をしない限り、当該営業日の指定時刻（ルクセンブルク時間の午後１時）までに管理事務代行会社に受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、該当する営業日（当該営業日を含む。）から５営業日目にブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）により受領されなければならない。

受益証券に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

受益者は、ケイマン諸島犯罪収益法（2008年）（随時改訂される。）および管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

(C) 買戻し

当初払込日以降、受益者はいずれかの営業日に自己の受益証券の全部または一部を買い戻すことができる。受益証券の買戻しの申込みが営業日に処理されるためには、当該申込みは、営業日の指定時刻前に管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻後に受領された申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

管理会社は、その単独の裁量により、受益証券の買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。

買戻金額の支払は、サブ・ファンドの表示通貨建てで、管理会社が買戻請求を承認した日（同日を含む。）から通常５営業日以内に、保管会社またはその代理人によって行われる。

受益証券の買戻金額は、管理会社が買戻請求を承認した営業日現在の１口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、買戻しを行う受益者に支払われる買戻代金から第三者の費用または源泉徴収税（該当する場合）を控除することができる。買戻しは１口単位で行われなければならない。

５．リスク要因

受益証券は、相当の損失リスクを伴う投機的な非流動証券であり、サブ・ファンドに対する投資がその投資家の投資プログラムの全てを占めるものではなく、かつサブ・ファンドに対する投資のリスクを十分

に理解し、かかるリスクを負う能力を有する投資に精通した個人による投資のみに適している。サブ・ファンドにより株式への集中投資が行われることで、サブ・ファンドへの投資が一部のポートフォリオに不適切となることがある。以下のリスクについての要約に記載されたサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する複合的リスクについて言及するものである。サブ・ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの完全なリストとされるものではない以下の勘案事項は、サブ・ファンドに対する投資を行う前に慎重に評価されるべきである。

(A) 市場リスク

市場リスクとは、サブ・ファンドが投資する一つ以上の市場の価格が下がるリスクをいい、市場が急激にかつ予測不能に下降する可能性を含む。選択リスクとは、サブ・ファンドの経営陣が選択する証券の運用実績が、同様の投資目的および投資戦略を持つその他のファンドが選択する市場、関連する指数または証券の運用実績を下回るリスクをいう。

(B) 為替リスク

投資先ファンドは、主に日本円建の資産に投資する。サブ・ファンドは、米ドル建であるため、為替相場の変動は、サブ・ファンドのポートフォリオの価値に影響を与える可能性がある。当該リスクは、通常、「為替変動リスク」と呼ばれ、サブ・ファンドの強力な機能通貨が投資家へのリターンを減少させる可能性がある一方、サブ・ファンドの弱い機能通貨が当該リターンを増加させる可能性があることをいう。外国為替変動リスクの軽減を追求するための手段として、日本円建の原資産について、原則として投資先ファンドによって米ドルに対する為替ヘッジ取引が実施される。このため、外国為替相場の変動が投資先ファンドにおけるサブ・ファンドの投資の価値に影響を与えることがある。

(C) 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売却または購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、または売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいう。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。

(D) カウンター・パーティーおよびブローカー・リスク

投資先ファンドまたは投資先ファンドの受任者が取引または投資する金融機関およびカウンター・パーティー（銀行およびブローカーを含む。）が、財務上の困難および投資先ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、投資先ファンドは、一定の取引を確保するためにカウンター・パーティーに対して担保を差し入れることがある。

サブ・ファンドは、各カウンター・パーティーとマスター・ネットリング契約を締結することで、カウンター・パーティーの信用リスクに対するエクスポージャーの軽減を試みる。マスター・ネットリング契約は、カウンター・パーティーの信用度が指定されたレベルを超えて低下した時点で、当該契約下で行われた取引のすべてを終了できる権利をサブ・ファンドに与える。マスター・ネットリング契約に基づき、各当事者は、他方当事者の債務不履行があった場合または契約が終了した場合に、当該契約の下で行われた取引のすべてを終了し、各取引に基づき一方当事者が他方当事者に対して支払義務を負う金額を相殺する権利を有する。サブ・ファンドのOTCデリバティブに関連するカウンター・パーティーの信用リスクから発生する最大損失リスクは、一般的に、未実現評価益の総額およびカウンター・パーティーがサブ・ファンドに差し入れた担保を超えるカウンター・パーティーの未払金額である。サブ・ファンドは、最低譲渡規定に従い、カウンター・パーティーのために、OTCデリバティブに関して、各カウンター・パーティーの未決済のデリバティブ契約における未実現評価益以上の金額の

担保の差入を要求されることがあり、かかる差入れ担保（もしあれば）は、投資有価証券明細表に特定されている。

(E) 保管リスク

サブ・ファンドは、自己の投資先証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管者が保有するサブ・ファンドまたは証券の全部または一部をサブ・ファンドが失う可能性がある。

(F) 通貨リスク

サブ・ファンドが投資する証券その他の商品は、米ドル以外の通貨建てで表示または値付けがなされることがある。このため、外国為替相場の変動がサブ・ファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼすことがある。このリスクは、一般的に「通貨リスク」として知られ、サブ・ファンドの弱い機能通貨が投資家への収益を増やす一方で、強力な機能通貨が投資家への収益を減少させることがある。

(G) デリバティブ

サブ・ファンドは、投資をヘッジするまたは利益の増加の追求を目的として、デリバティブ商品を利用することがある。他の種類の金融商品に比べて、デリバティブは、サブ・ファンドのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させる。デリバティブは、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴っている。

- ・信用リスク - デリバティブ取引における取引相手方（取引の反対側の当事者）が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。
- ・レバレッジリスク - 比較的小さい市場の変動が投資対象の価額を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。
- ・流動性リスク - 一定の証券について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価値があると判断する価格にて、売却することが困難または不可能となる可能性があるというリスク。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的のためにデリバティブを利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは消滅させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待した通りにヘッジされていた保有財産の価額変動に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能かもしくは費用効率が良いという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。サブ・ファンドは、リターン強化のためにデリバティブを利用することがあるため、その投資対象によって、サブ・ファンドは、ヘッジのためだけにデリバティブを利用する場合よりも大きな上述のリスクにさらされることがある。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

6. 保証および補償

サブ・ファンドの設立書類に基づき、特定の当事者（受託会社および投資運用会社を含む。）は、サブ・ファンドに対する各自の義務の履行により発生する可能性のある債務の補償を受ける。更に、通常の業務において、サブ・ファンドは、様々な補償条項を含む契約を締結する。サブ・ファンドに対して現在には発生していないが、将来行われる可能性のある請求が含まれるため、これらの契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは不明である。ただし、サブ・ファンドは、これらの契約に基づく事前の請求または損失を受けてはいない。

7．所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得および評価益に対して課される税金はなく、また遺産税および相続税の性質を有するいかなる税金もサブ・ファンドを構成する不動産、およびサブ・ファンドの下で生じる収益、ならびに当該不動産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、および受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法（改訂後）におけるセーフ・ハーバーに適切となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティ取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益がサブ・ファンドが行う米国の取引または事業に実質的に関連している場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して米国の税金30％が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会 - 会計基準編纂書740）は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「認定される可能性の方が高い（more likely than not）」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高い場合の閾値を満たす税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50％超である最大ベネフィットまで減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関して、権利または賦課金はない。

2015年3月31日現在、アメリカ合衆国以外の主要な税務管轄の調査対象となる課税年度は、時効に係る法令に基づき、2014年会計年度（運用開始年度）から当会計年度までである。アメリカ合衆国連邦税務管轄の調査対象となる課税年度には、2014年会計年度（運用開始年度）から2015年3月31日までが含まれる。

8．報酬、費用および関連当事者取引

(A) 管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額に基づいて、毎日発生し、毎月支払われる報酬を受領する。管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、5億米ドルまでの部分について年率0.05％、5億米ドル超10億米ドルまでの部分について年率0.04％、10億米ドル超の部分について年率0.03％を受領する権利を有する。管理事務代行会社はまた、毎月3,750米ドルの資産ベースの最低報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月後払いされる。2015年3月31日までの

６か月間に管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が稼得した報酬、および2015年３月31日現在における管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(Ｂ) 保管報酬

保管会社は、総資産および取引高に基づいて毎月計算され、支払われる報酬を受領する。保管会社は、保管契約における記載の通り、合意済の取引手数料の支払を受ける権利を有し、サブ・ファンドの資産から適切な裏付けのある立替費用の払戻しを受ける。保管会社は、毎月400米ドルの最低報酬を受領する。2015年３月31日までの６か月間に保管会社が稼得した報酬は、損益計算書に開示されている。

(Ｃ) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2015年３月31日までの６か月間に受託会社が稼得した報酬、および2015年３月31日現在における受託会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(Ｄ) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.35%の料率で年間報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2015年３月31日までの６か月間に投資顧問会社が稼得した報酬、および2015年３月31日現在における投資顧問会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(Ｅ) 代行協会員報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、日本証券業協会の規則および要件を確実に遵守して、ファンドに関する資料の配布、純資産価額の公表および日本におけるジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの財務書類の提供に責任を負い、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.05%の年間報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2015年３月31日までの６か月間に代行協会員が稼得した報酬、および2015年３月31日現在における代行協会員への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(Ｆ) 販売報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）は、日本法に従い投資家により申し込まれた受益証券取引の完了に責任を負い、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.70%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2015年３月31日までの６か月間に日本における販売会社が稼得した報酬、および2015年３月31日現在における日本における販売会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(Ｇ) 管理報酬

管理会社は、投資顧問会社の指示に従ってファンド運用サービスおよび投資運用サービスを提供し、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2015年３月31日までの６か月間に管理会社が稼得した報酬、および2015年３月31日現在における管理会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(Ｈ) その他の費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換事務代行報酬によってカバーされない、運用に関連するその他の費用を負担することがあり、当該費用には、当局対応手数料、ブローカー手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、金利を含む借入費用、訴訟および補償費用を含む特別費用、設立費用ならびに監査報酬が含まれるが、これらに限定されない。

９．関連当事者取引

サブ・ファンドは、受託会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で外国為替予約取引を締結することができる。2015年３月31日までの６か月間に、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で締結された外国為替予約取引において501米ドルの実現純損失があり、損益計算書に開示されている。2015年３月31日現在、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で外国為替予約取引はなかった。

10．後発事象

受託会社は、2015年５月15日の財務書類の公表日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2015年４月１日から2015年５月15日までに実施された発行金額は、1,566,116米ドルであり、買戻金額は、4,980,725米ドルであった。サブ・ファンドに関して報告すべきその他の後発事象はない。

(2) 投資有価証券明細表等

コクサイ・ケイマン・トラスト -
米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

投資有価証券明細表
2015年3月31日現在（未監査）
（通貨：米ドル）

	受益証券口数	純資産比率 (%)	評価額 (米ドル)
投資先ファンドへの投資 - 97.1%			
ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド (コクサイ・トラストのサブ・ファンド) - 米ドル建 米ドルヘッジクラス	371,902	97.1%	\$ 45,505,929
投資先ファンドへの投資合計 (特定された原価 \$ 40,462,812)		97.1%	45,505,929
負債を上回る現金およびその他の資産		2.9%	1,348,990
純資産		100.0%	\$ 46,854,919

2015年3月31日現在、サブ・ファンドは、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの純資産の20.93%を所有している。 サブ・ファンドの投資先ファンドにおける個別銘柄の公正価値の比例持分は、サブ・ファンドの純資産の5%を超過していない。

[次へ](#)

コクサイ・ケイマン・トラスト - 豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン

- a．ファンドの日本語の中間財務書類は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。ファンドの日本語の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b．ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．ファンドの原文の中間財務書類は、オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）で表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成27年4月30日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝95.43円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(1) 資産及び負債の状況

コクサイ・ケイマン・トラスト -
豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
資産負債計算書
2015年 3 月31日現在 (未監査)

	豪ドル	千円
資産		
投資先ファンドへの投資（原価：10,315,973豪ドル）	11,758,848	1,122,147
現金	197,321	18,830
外国為替予約取引に係る未実現評価益	15	1.4315
未収金：		
サブ・ファンド受益証券売却	566,379	54,050
投資有価証券売却	631,563	60,270
その他の資産	11,402	1,088
資産合計	13,165,528	1,256,386
負債		
未払金：		
投資有価証券購入	555,051	52,969
サブ・ファンド受益証券買戻	632,650	60,374
未払販売報酬	18,785	1,793
未払専門家報酬	9,760	931
未払投資顧問報酬	6,601	630
未払代行協会員報酬	1,342	128
未払管理報酬	1,073	102
未払受託報酬	554	53
負債合計	1,225,816	116,980
純資産	11,939,712	1,139,407
純資産		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	11,939,712	1,139,407
発行済受益証券口数		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	1,004,497,346	口
受益証券 1 口当たり純資産価格	豪ドル	円
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	0.011886	1.1343

注記は、財務書類と不可分のものである。

(2) 損益計算書

コクサイ・ケイマン・トラスト -
 豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
 損益計算書
 2015年3月31日までの6か月間（未監査）

	豪ドル	千円
費用		
設立費用	44,787	4,274
販売報酬	40,236	3,840
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	27,423	2,617
投資顧問報酬	20,118	1,920
専門家報酬	14,216	1,357
保管報酬	7,469	713
受託報酬	6,082	580
代行協会員報酬	2,874	274
管理報酬	2,299	219
費用合計	165,504	15,794
投資純損失	(165,504)	(15,794)
実現および未実現評価利益（損失）：		
実現純利益（損失）：		
投資先ファンドの売却	1,313,258	125,324
実現純利益	1,313,258	125,324
未実現評価益（評価損）の純変動：		
投資先ファンドへの投資	454,899	43,411
外国通貨換算および外国為替予約取引	15	1,4315
未実現純評価益の純変動	454,914	43,412
実現および未実現純利益	1,768,172	168,737
運用による純資産の増加	1,602,668	152,943

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト -
 豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）
 純資産変動計算書
 2015年3月31日までの6か月間（未監査）

	豪ドル	千円
運用による純資産の純増加（減少）		
投資純損失	(165,504)	(15,794)
実現純利益	1,313,258	125,324
未実現評価益の純変動	454,914	43,412
運用による純資産の純増加	1,602,668	152,943
受益者への分配	(191,108)	(18,237)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少	(2,125,899)	(202,875)
純資産の純減少	(714,339)	(68,169)
純資産		
期首	12,654,051	1,207,576
期末	11,939,712	1,139,407
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス		
サブ・ファンドの受益証券取引：		
受益証券口数		
発行	557,373,349 □	
買戻し	(749,536,462) □	
受益証券口数の純変動	(192,163,113) □	
金額	豪ドル	千円
発行	6,228,477	594,384
買戻し	(8,354,376)	(797,258)
サブ・ファンドの受益証券取引による純増加	(2,125,899)	(202,875)

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト -
 豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）
 財務ハイライト
 2015年3月31日までの6か月間（未監査）

	豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	
	豪ドル	日本円
期首 1 口当たり純資産価格	0.010574	1.0091
投資純損失±	(0.000155)	(0.0148)
投資による実現および未実現純利益	0.001627	0.1553
投資運用による利益合計	0.001472	0.1405
受益者への分配	(0.000160)	(0.0153)
期末 1 口当たり純資産価格	0.011886	1.1343
トータル・リターン*	14.30 %	
平均純資産に対する比率		
費用合計	2.88 %	
純投資損失	(2.88) %	

[±] 当期の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

^{*} トータル・リターンは、再投資された分配金の影響を踏まえたものである。1年未満の期間については年率換算されていない。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務書類に対する注記

2015年3月31日までの6か月間（未監査）

１．組織

豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン（以下「サブ・ファンド」という。）は、コクサイ・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであり、ケイマン諸島（以下「ケイマン諸島」という。）のオープン・エンド型投資信託として2010年8月3日に設立された。ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「管理会社」という。）の間で締結された2010年8月3日付信託証書に従って、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された。サブ・ファンドは、2014年2月19日に運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

サブ・ファンドの投資目的は、コクサイ・トラスト（以下「投資先ファンド」という。）のシリーズの一つであるジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの豪ドル建 豪ドルヘッジクラスへの投資を通じて、信託財産の成長を目指すことである。投資先ファンドは、主として日本の金融商品取引所に上場している株式等（同様の金融商品を含む。）に投資する。サブ・ファンドは、資産のほぼすべてを投資先ファンドに投資することにより、投資目的の達成を追求する。したがって、サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの形態で構成されている。本書中のこれに反する記載に関わらず、サブ・ファンドまたは受益者の利益になると判断される場合、サブ・ファンドの資産が株式および確定利付証券を含むその他の有価証券に投資されることがある。

サブ・ファンドは、A S C 946に基づく投資会社としての定義に合致している。

サブ・ファンドの投資顧問会社は、国際投信投資顧問株式会社（以下「投資顧問会社」という。）である。

２．重要な会計方針

以下は、サブ・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰ」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

サブ・ファンドの純資産価額は、毎営業日（(1) ロンドン、ニューヨークおよび東京において国、州もしくは地域の銀行が営業を行っている日で、かつ(2) ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。）および管理会社が決定するその他の日（それぞれ「決算日」という。）に計算される。サブ・ファンドの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬

および費用を含むがこれに限定されないサブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。サブ・ファンドの純資産価額および受益証券１口当たり純資産価格は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）によって、各営業日の営業終了時点において小数第６位まで四捨五入して計算される。

(B) 公正価値測定

サブ・ファンドは、Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層における投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル１測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル３測定）としている。当該指針が設定する３つのレベルの公正価値のヒエラルキーは以下の通りである。

- ・レベル１ - 公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル２ - 公正価値測定には、レベル１に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル３ - 公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観察可能」であるかの決定には、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に積極的に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、認識される当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

2015年３月31日現在、投資先ファンドおよびデリバティブに対する投資は、レベル２インプットに基づき評価された。サブ・ファンドは、投資信託およびデリバティブに対する投資を評価するために「マーケット・アプローチ」による評価技法を使用している。サブ・ファンドは、投資会社に特化した会計指針に従って１口当たり純資産価格を計算する投資先ファンドに対する投資の公正価値の見積りのためにＵ．Ｓ．ＧＡＡＰの下で権威ある指針に従う。したがって、サブ・ファンドが投資の１口当たり純資産価格が公正価値を示すと決定した場合、サブ・ファンドは、さらなる調整を行っていない当該投資の１口当たり純資産価格（またはそれと同等のもの。）を使用して投資会社に対する投資の公正価格を計上する（以下「現実的手段」という。）。当該指針は、報告事業体の測定日現在、投資会社に特化した会計指針に従って投資の１口当たり純資産価格を決めた場合のみサブ・ファンドが現実的手段を用いることを許容する。投資先ファンドに対する投資は、各営業日の最終純資産価額に基づく公正価値で評価される。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「ＯＴＣ」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約および上場オプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル１またはレベル２に分類される。

ＯＴＣデリバティブ（外国為替予約取引を含む。）は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合はいつでも、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した相場）を用いて評価される。評価モデルが使用される場合、ＯＴＣデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な外国為替予約取引のような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル２として分類される。

これらのＯＴＣデリバティブのうち、流動性が低いかまたはインプットが観察不能なものはレベル３に分類される。これらの流動性の低いＯＴＣデリバティブの評価に、レベル１および／またはレベル２のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値の決定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。各測定日現在、受託会社は、観察可能なインプットを反映するためレベル１およびレベル２のインプットを更新するが、その結果生じる損益は、観察不能なインプットの重要性に起因してレベル３に反映されている。

以下は、2015年３月31日現在、評価ヒエラルキーの範囲内で項目ごとおよびレベルごとに資産負債計算書に計上された金融商品を示す。*

	同一の投資対象 の活発な市場に おける（未調整 の）公表価格 （レベル１）	重要なその他の 観察可能なイン プット （レベル２）	重要な観察不能 なインプット （レベル３）	2015年３月31日 現在の公正価値
資産：				
投資先ファンドへの投資				
ジャパン・エクイティ・マスター・ファン ド（コクサイ・トラストのサブ・ファン ド）- 豪ドル建豪ドルヘッジクラス	\$ -	\$ 11,758,848	\$ -	\$ 11,758,848
投資先ファンドへの投資合計	-	11,758,848	-	11,758,848
金融デリバティブ商品**				
資産				
外国為替予約取引	-	15	-	15
負債				
外国為替予約取引	-	-	-	-
合計	\$ -	\$ 15	\$ -	\$ 15

- * 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。
- ** 外国為替予約取引等の金融デリバティブ商品は、投資に係る未実現評価益 / (評価損) で評価されている。

2015年3月31日までの6か月間において、レベル1、レベル2およびレベル3の間で移動はなかった。サブ・ファンドは、各レベルから移動した投資有価証券があれば期末に会計処理を行う。

(C) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、投資先ファンドの売買は約定日現在で計上される。損益は個別法に基づき報告される。投資先ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。投資先ファンドによる元本の払戻しに係る分配は投資原価の減額として計上される。

(D) 費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(E) 分配方針

管理会社は、その裁量により、2014年10月以降（または、管理会社が決定するこれより後の年以降）、毎年10月14日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）に純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインならびに分配可能な元本から分配を宣言することができる。分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われる。

2015年3月31日までの期間に、以下の分配金が宣言され、再投資された。

受益者への分配金	金額	
豪ドルクラス	\$	191,108
合計	\$	191,108

(F) 現金および外国通貨

サブ・ファンドの表示通貨および報告通貨は、豪ドルである。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの表示通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の価値の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、実現および未実現純損益に含まれている。

(G) 外国為替予約取引

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの有価証券の一部もしくは全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、または投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する外国為替予約取引を締結する。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれることがある。更に、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨

価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、サブ・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。サブ・ファンドはまた、投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替取引を締結することを認められている。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。

サブ・ファンドは、投資有価証券をヘッジするため、または収益を拡充するために、デリバティブ商品を使用することがある。デリバティブは、その他のタイプの商品よりも、サブ・ファンドが、そのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させることを可能にする。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的で外国為替予約取引を利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは排除させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待した通りにヘッジされていた当該保有財産の変動に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能となるかもしくは費用効率が良くなるという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、それぞれ利用しないことを選択することもできる。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

(H) デリバティブ商品

A S C 815 - 10 - 50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、サブ・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、開示することを要求している。

外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益(損失)または未実現利益(損失)の純変動として損益計算書に反映される。当期において、サブ・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

下表は、サブ・ファンドのデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポージャー別に要約したものである。

2015年3月31日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク *	
デリバティブ資産		
外国為替予約取引に係る未実現評価益	\$	15

* 総評価額は、資産負債計算書において未決済外国為替予約取引に係る未実現評価益 / (評価損) で表示されている。

2015年3月31日までの6か月間の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク	
運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益 / (損失)		
外国為替予約取引に係る実現純利益	\$	1,518
運用によって認識されたデリバティブに係る未実現評価益 / (評価損) の変動		
外国為替予約取引に係る未実現評価益の純変動	\$	15

2015年3月31日までの6か月間において、外国為替予約取引の平均月次元本は、約24,023豪ドルであった。

サブ・ファンドは、随時、締結される店頭デリバティブおよび為替契約を管理する一定の取引相手方との国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約、国際外国為替マスター契約または外国為替およびオプションのマスター契約等のマスター・ネットリング契約の当事者である。マスター契約は、とりわけ当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、デフォルト事由および早期終了に関する条項を含むことがある。

担保要件は、サブ・ファンドと各取引相手方との間の正味ポジションに基づいて決定される。担保は、現金または米国政府もしくは関連機関によって発行された債務証券の形式またはサブ・ファンドおよび関連する取引相手方によって合意されたその他の証券の形式が認められている。サブ・ファンドに提供された担保（もしあれば）は、マスター契約の条項に従って、一定の取引相手方に関しては、サブ・ファンドの保管会社によって分別勘定で保管され、また、売却可能または再担保差入れ可能な金額に関しては、投資有価証券明細表に記載されている。サブ・ファンドが設定した担保（もしあれば）は、サブ・ファンドの保管会社によって分別され、投資有価証券明細表において特定される。2015年3月31日現在、サブ・ファンドが担保として差し入れた有価証券または現金はなかった。

サブ・ファンドに適用ある終了事由は、サブ・ファンドの純資産が、一定の期間にわたり特定の限界値を下回った場合に発生することがある。取引相手方に適用ある終了事由は、取引相手方の信用格付が特定レベルを下回った場合に発生することがある。いずれのケースにおいても、発生時に、その他の当事者は早期終了を選択し、終了当事者の合理的な決定に基づき、当該早期終了から生じた損失および費用の支払を含むすべての未決済のデリバティブおよび為替契約の決済を行うことがある。早期終了を選

択するサブ・ファンドの一または複数の取引相手方による決定は、サブ・ファンドの将来のデリバティブ活動に対して影響を及ぼす可能性がある。

3. 投資先ファンド

本「3. 投資先ファンド」中の以下の情報は、投資先ファンドの2014年9月30日現在の監査済み財務書類から抜粋されたもので、投資先ファンドの2015年3月31日現在の情報と一致している。

3.1. 投資先ファンドの組織

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(以下「ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド」という。)は、2009年9月2日に設立されたケイマン諸島のオープン・エンド型投資信託(以下「投資先ファンド」という。)のもとで2013年10月3日付補遺信託証書(以下「補遺信託証書」)に従い設立されたサブ・ファンドである。投資先ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるインタートラスト・トラスティーズ(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)が行った信託宣言に従って設立された。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、2013年10月24日付で運用を開始した。

注記3において、インタートラスト・トラスティーズ(ケイマン)リミテッドは、注記1において定義されるサブ・ファンドの受託会社(ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド)と区別する目的においてのみ、投資先ファンドの受託会社と称される。

投資先ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(改訂済)に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

現在、投資家に対して13のクラスの受益証券が販売されている。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの運用開始時には、投資家に対し11のクラス(豪ドルクラス、ブラジル・リアルクラス、人民元クラス、ユーロクラス、インドネシア・ルピアクラス、日本円クラス、メキシコ・ペソクラス、ロシア・ルーブルクラス、トルコ・リラクラス、米ドルクラスおよび南アフリカ・ランドクラス)の受益証券が販売されていた。2つの追加のクラス(豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラス)の運用は、2014年2月19日に開始された。豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスを除く各クラスの販売は、日本円で行われる。豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスの販売は、それぞれ豪ドルおよび米ドル建で行われる。また、金利差に相当する為替ヘッジ・プレミアムおよび受益証券クラスの通貨(以下「クラス通貨」という。)の高騰に由来する為替差益を追求するため、日本円クラスを除く各株式クラスは、外国為替予約取引またはノン・デリバラブル・フォワード取引を締結することによる、為替ヘッジ・ポジションを有している。ヘッジ・ポジションを取る場合、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、クレディ・スイス・インターナショナル(以下「為替管理事務代行会社」という。)が提供するヘッジ・オーバーレイ・サービスを利用することに同意する。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、国際投信投資顧問株式会社によって設立された特定の日本の投資信託（国際投信投資顧問株式会社が投資顧問サービスを提供しているケイマン諸島の信託である、コクサイ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドに対してのみ販売される豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスを除く。）のマスター・ファンドとしてのみ設立されている。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、ＡＳＣ 946に基づく投資会社としての定義に合致している。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの機能通貨および表示通貨（以下「機能通貨」という。）は、日本円である。投資先ファンドの受託会社は、任意の運用通貨によるクラスを指定することができる。受益証券の発行および買戻しは、そのクラスの運用通貨で処理され、受益証券１口当たり純資産価格は、当該クラスの運用通貨で計算および値付けされる。豪ドル建 豪ドルヘッジクラスの運用通貨は、豪ドルであり、豪ドルクラス、ブラジル・レアルクラス、人民元クラス、ユーロクラス、インドネシア・ルピアクラス、日本円クラス、メキシコ・ペソクラス、ロシア・ルーブルクラス、トルコ・リラクラス、米ドルクラスおよび南アフリカ・ランドクラスについては、日本円であり、また、米ドル建 米ドルヘッジクラスについては、米ドルである。2014年９月30日現在、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスの運用通貨建の受益証券１口当たり純資産価格は、それぞれ107.8659豪ドルおよび106.2379米ドルであった。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの投資目的は、主として日本の金融商品取引所に上場している株式等（これに準じるものを含む。）に投資することにより、信託財産の成長を追求することである。市場の全サイクルを通じて、投資運用会社は、ＴＯＰＩＸ配当込み指数を日本円建て年間1.5%（手数料控除前）上回ることを目指している。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの投資運用会社は、キャピタル・インターナショナル株式会社（以下「投資運用会社」という。）である。

3.2. 投資先ファンドの重要な会計方針の要約

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの財務書類は、2013年10月24日から2014年９月30日（ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの９月の最終営業日（日本における祝日以外の日であり、かつ、ニューヨーク証券取引所、ならびにニューヨーク、ロンドンおよび日本の銀行が営業を行っている日をいう。）である会計年度末日を指す。）までの期間を反映している。以下は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰ」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）は、投資先ファンドの受託会社の最終的な権限の下、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの全資産の評価を行う。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、毎営業日および投資先ファンドの受託会社が決定するその他の日（それぞれ「決算日」という。）に計算される。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの純資産価額は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されないジャパン・エクイティ・マスター・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。受益証券１

口当たり純資産価格は、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラス（これらの純資産価額は、それぞれ豪ドルおよび米ドル建で計算される。）を除き、日本円建で計算される。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、通常、各営業日において計算され、受益証券1口当たり純資産価格は、小数第4位まで四捨五入して調整される。

(B) 証券の評価

純資産価額の計算にあたり、市場相場が容易に入手可能な組入有価証券およびその他の資産は、公正価値で表示される。公正価値は、通常、当該証券の主要な市場である証券取引所における最新の売値に基づいて決定され、売却が報告されていない場合は、相場報告システム、確立したマーケット・メーカーまたは独立したプライシング・サービスから取得された相場に基づき決定される。

市場相場が容易に入手可能ではない証券およびその他の資産は、管理事務代行会社が、投資先ファンドの受託会社の最終的な権限の下で誠実に決定した公正価値により評価される。管理事務代行会社は、市場相場が容易に取得可能ではない場合において証券およびその他の資産を評価するための手法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に取得可能ではない特定の証券または投資は、投資先ファンドの受託会社が確立したガイドラインに従って、他の証券または指標を参照した上で評価することができる。

市場相場は、直近のまたは信用に値する、市場に基づくデータ（例えば、取引情報、買呼値/売呼値に関する情報、ブローカーによる相場価格）が存在しない場合に、容易に入手可能ではないものとみなされ、関連する市場の取引終了後においてジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの証券または資産の価値に重大な影響を与える事由が発生した場合も含まれる。更に、市場相場は、特別な事情により、当該証券が取引される取引所または市場において終日取引が行われない、またはその他の市場価格が入手できない場合にも、容易に入手可能ではないものとみなされる。管理事務代行会社は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの証券または資産の価値に著しい影響を与える重大な事由の監視、および当該重大な事由に鑑みて該当する証券または資産の価値の再評価の必要性の有無の判断につき責任を負う。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドがその純資産価額の決定のために公正価値を決定する場合、証券の価格は、当該証券が取引される主要な市場における相場ではなく、管理事務代行会社が公正価値を正確に反映していると考えられるその他の方法により決定される。公正価値の決定には、証券の価値に関する主観的な判断が必要となる。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの方針は、価格決定時の証券の価値を適正に反映した純資産価額の計算を意図したものであるが、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、当該証券を価格決定時点で売却する場合（例えば、強制的または危殆時における売却等）に、投資先ファンドの受託会社またはその指示の下に行為する者によって決定された公正価値が、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが当該証券について取得することができたであろう価格を正確に反映していることを保証することはできない。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが使用する価格は、当該証券が売却された場合に実現可能であったであろう価値と異なることがあり、両者の差異は、財務書類上重大である場合がある。

公正価値測定

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、U.S.GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層における投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル1測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル3測定）としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値の階層は以下の通りである。

- ・レベル１ - 公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル２ - 公正価値測定には、レベル１に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル３ - 公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観察可能」であるかの決定には、投資運用会社による重大な判断が要求される。投資運用会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に積極的に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、投資先ファンドの受託会社によって認識される当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

投資

活発な市場における市場相場に基づき評価され、レベル１に分類される投資には、株式および短期金融証券が含まれる。投資先ファンドの受託会社は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが多額のポジションを有しており、売却が相場価格に合理的に影響を与える場合であっても、当該証券について相場価格の調整を行わない。

活発ではないとみなされる市場において取引されるが、市場相場価格、ディーラーによる相場価格または観察可能なインプットによって裏付けられる代替的な価格決定のための情報源に基づき評価される投資は、レベル２に分類される。当該投資には、社債、ソブリン債および一部の優先株式が含まれる。レベル２投資には、活発な市場において取引されない、かつ／または譲渡制限の対象となるポジションが含まれているため、非流動性および／または非譲渡可能性を反映する形で評価が調整されることがあり、これらは、通常、入手可能な市場の情報に基づく。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「ＯＴＣ」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、上場先物契約およびオプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値ヒエラルキーのレベル１またはレベル２に分類される。

ＯＴＣデリバティブ（外国為替予約取引を含む。）は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合はいつでも、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した相場）を用いて評価される。評価モデルが使用される場合、ＯＴＣデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な予約取引のような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル２として分類される。

これらのＯＴＣデリバティブのうち、流動性が低いかまたはインプットが観察不能なものはレベル３に分類される。これらの流動性の低いＯＴＣデリバティブの評価に、レベル１および／またはレベル２

のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値の決定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。

下表は、2014年9月30日現在、評価ヒエラルキーの範囲内で項目ごとおよびレベルごとに資産負債計算書に計上された金融商品を示したものである。*

株式	同一の投資に係る 活発な市場における 未調整の公表価格 (レベル1)	その他の重大な 観察可能なイン プット (レベル2)	重大な観察不能 なインプット (レベル3)	2014年9月30日 現在の公正価値
航空宇宙 / 防衛	¥ 658,312,000	¥ -	¥ -	¥ 658,312,000
農業	555,025,200	-	-	555,025,200
自動車製造	2,189,818,300	-	-	2,189,818,300
自動車部品および機器	2,565,351,750	-	-	2,565,351,750
銀行	4,867,811,750	-	-	4,867,811,750
建設資材	947,294,000	-	-	947,294,000
化学製品	459,927,800	-	-	459,927,800
商業サービス	389,021,000	-	-	389,021,000
コンピューター	217,872,000	-	-	217,872,000
化粧品 / パーソナルケア	685,387,050	-	-	685,387,050
流通 / 卸売	3,201,595,820	-	-	3,201,595,820
各種金融サービス	769,949,300	-	-	769,949,300
電子部品および機器	253,762,500	-	-	253,762,500
電子機器	2,311,476,200	-	-	2,311,476,200
土木建築	150,951,000	-	-	150,951,000
手工具 / 工作機械	868,175,000	-	-	868,175,000
健康管理用品	2,643,491,400	-	-	2,643,491,400
住宅建設業	858,532,200	-	-	858,532,200
家財道具	135,680,000	-	-	135,680,000
保険	670,755,600	-	-	670,755,600
インターネット	1,756,726,000	-	-	1,756,726,000
機械建設および採掘	462,978,500	-	-	462,978,500
各種機械	2,342,575,300	-	-	2,342,575,300
金属製造 / ハードウェア	465,178,000	-	-	465,178,000
オフィス / 事務用機器	252,563,200	-	-	252,563,200
石油およびガス	44,635,650	-	-	44,635,650
製薬	795,289,600	-	-	795,289,600
不動産	788,278,800	-	-	788,278,800
小売業	1,495,931,500	-	-	1,495,931,500
ソフトウェア	543,490,000	-	-	543,490,000
電気通信	1,515,946,400	-	-	1,515,946,400
交通	1,004,307,500	-	-	1,004,307,500
短期投資				
定期預金	433,172,134	-	-	433,172,134
投資合計	¥ 37,301,262,454	¥ -	¥ -	¥ 37,301,262,454

金融デリバティブ商品**

資産

外国為替予約取引	¥	-	¥	199,998,000	¥	-	¥	199,998,000
----------	---	---	---	-------------	---	---	---	-------------

負債

外国為替予約取引	¥	-	¥	(82,023,991)	¥	-	¥	(82,023,991)
----------	---	---	---	--------------	---	---	---	--------------

* 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。

** 外国為替予約取引等の金融デリバティブ商品は、商品に係る未実現評価益／（評価損）で評価されている。

2014年9月30日に終了した会計期間において、レベル1、レベル2およびレベル3の間で移動はなかった。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、各レベルから移動した投資有価証券があれば期末に会計処理を行う。

2014年9月30日現在、レベル3のインプットとして評価される証券はなかった。

(C) 証券取引および投資収益

財務報告の目的上、証券取引は取引日において計上される。証券の売却による実現損益は、個別法に基づき報告される。分配収益は、配当落ち日に計上される。ただし、配当落ち日が経過している場合、外国有価証券からの特定の配当金は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが合理的な努力を払って配当落ち日を確認した後速やかに計上される。投資収益について外国税の還付の有無が不確定の場合、投資収益は、外国税を控除した上で計上される。その他の収益には、定期預金の利息が含まれる。

(D) 分配方針

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、シリーズごとの決議による承認をもって、各クラスにつき分配金（現金または現物による。）の再投資を宣言し、これを手配する。日本円以外の通貨建のクラスについて、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、分配を行う意向を有していない。

分配は、毎月行われ、（ ）純実現キャピタル・ゲイン（ヘッジ・ポジションを含む。）、純未実現キャピタル・ゲインおよび純収益から拠出されたプラスの総額と、（ ）ポートフォリオの分配イールド、純ファンド費用および通貨ヘッジ・プレミアム（費用）に基づく論理的な収益予想（各クラスの純資産合計額により計算される。）のいずれか大きい方に基づき計算される。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、管理事務代行会社が上記のとおり決定するより大きい方の金額につきクラスの各受益者に対して毎月分配を宣言し、当該分配金は、再投資される。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、当該月に係る分配金を前月の最終営業日または投資先ファンドの受託会社はその単独の裁量において決定するその他の日付（以下「基準日」という。）において宣言し、通常、当該月の最初の営業日（当該日が営業日ではない場合は、翌営業日）または投資先ファンドの受託会社はその単独の裁量において決定するその他の日付（以下「分配日」という。）において、当該分配金を再投資する。各クラスの受益者は、分配金の再投資を選択しているため、関連する分配日において、受益証券が発行される。

2014年9月30日に終了した会計期間について宣言され、かつ、再投資された分配金は以下のとおりである。

受益者への分配

金額

豪ドルクラス	¥	217,900,082
ブラジル・リアルクラス		1,013,881,986
人民元クラス		35,641,522
ユーロクラス		114,043,716
インドネシア・ルピアクラス		40,426,269
日本円クラス		608,916,166
メキシコ・ペソクラス		268,906,163
ロシア・ルーブルクラス		33,007,045
トルコ・リラクラス		47,729,045
米ドルクラス		3,226,985,668
南アフリカ・ランドクラス		3,799,893
合計	¥	5,611,237,555

(E) 現金および外国通貨

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの機能通貨および報告通貨は、日本円である。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の価値の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。証券およびデリバティブへの投資に係る外国為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、実現および未実現純損益に含まれている。

(F) 定期預金

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）を通じて、余剰の現金残高を翌日物定期預金として、投資先ファンドの受託会社が決定する1または複数の適格な預金受入機関に預託している。当該預金は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの投資有価証券明細表において、短期投資に分類されている。通貨に対する需要が低下している期間において、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、通貨の預託について手数料を支払うことがあり、これによりジャパン・エクイティ・マスター・ファンドに支払利息が生じることがある。

(G) 外国為替予約取引

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの有価証券の一部もしくは全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、または投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する外国為替予約取引を締結する。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格提供会社から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれることがある。更に、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドはまた、投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約取引を締結することを認められている。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれ

ら固有のクラスに配分される。2014年9月30日現在の未決済の外国為替予約取引の一覧は、投資有価証券明細表に記載されている。

(H) デリバティブ商品

A S C 815 - 10 - 50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、開示することを要求している。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、デリバティブ商品をA S C 815に基づくヘッジ商品に指定していない。

外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益（損失）または未実現利益（損失）の純変動として損益計算書に反映される。当期において、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

2014年9月30日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク＊	
資産デリバティブ		
外国為替予約取引に係る未実現評価益	¥	199,998,000
負債デリバティブ		
外国為替予約取引に係る未実現評価損		(82,023,991)

* 総価額は、資産負債計算書における未決済の外国為替予約取引に係る未実現評価損益の項に記載されている。

2014年9月30日に終了した会計期間の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク
運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益 / (損失)	
外国為替予約取引に係る実現純利益	¥ 2,895,895,257
運用によって認識されたデリバティブに係る未実現評価益 / (評価損) の変動	
外国為替予約取引に係る未実現評価益の純変動	¥ 117,974,009

(1) 受益証券

2014年9月30日現在、すべての発行済み受益証券は、国際投信投資顧問株式会社により設定された3名の関連する受益者によって保有されていた。当該3名の受益者は、純資産の100%に対して持分を有していた。

受益証券は、純資産価額に基づきプロラタ方式でジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの利益および分配に参加するクラスにつき、以下に記載する終了事由の際の資産に係る範囲において発行される。受益証券は、無額面であり、発行時にその全額が払い込まれなければならない、優先権または先買権は付されていない。管理事務代行会社は、整数または端数の受益証券を発行することができる。

当初発行

すべてのクラスの受益証券は、受益証券1口当たり1.0000円の当初発行価格（それぞれ100.00豪ドルおよび100.00米ドルの当初1口当たり純資産価格で発行される、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスを除く。）で発行される。投資先ファンドの受託会社またはその受任者は、その単独の裁量において最低購入金額を取り消すことができる（ただし、最低当初購入金額は、100,000米ドルを下回ってはならない。）。

受益証券の募集は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドにより行われる。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、受益証券の販売について手数料またはその他の報酬を受領しない。

継続発行

当初払込日以降、各クラスの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の受益証券の1口当たり純資産価格で購入可能となる。

特定の営業日に取引が実行されるために、取得申込書類は、管理会社が別段の合意をしない限り、当該営業日の「指定時刻」（日本円建クラスの場合は東京時間の午後6時、日本円以外の通貨建クラスの場合はルクセンブルク時間の午後1時、または投資先ファンドの受託会社が適切とみなす時刻）までに管理事務代行会社に受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、該当する営業日（当該営業日を含む。）から5営業日目に保管会社により受領されなければならない。

受益証券に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

投資先ファンドの受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

買戻し

受益者は、毎営業日および投資先ファンドの受託会社はその裁量により決定するその他の日時（以下、それぞれの日を「買戻日」という。）に、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドに対して、保有する受益証券のすべてまたは一部について買戻しを請求することができる。受益者は、管理事務代行会社に対して、買戻日の指定時刻までに買戻日現在の受益証券の買戻を請求しなければならない。指定時刻を過ぎて受領された申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

買戻請求には、買戻日、および買戻しを行う受益者の受益証券の割合、受益者の受益証券の具体的な口数または買い戻される受益証券の各通貨での金額のいずれかを明記しなければならない。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが、関連する買戻日またはそれより前に清算を開始した場合、いかなる買戻請求も有効とはならない。買戻価格は、買戻日における当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格である。投資先ファンドの受託会社の単独の裁量において、またはその受任者により、受益者による買戻しの条件が取消しまたは修正されることがある。

日本円建クラスの買戻金額は、通常、関連する買戻日から４「東京営業日」（東京において銀行が営業している日）以内に日本円で支払われる。日本円以外の通貨建のクラスについては、買戻金額は、通常、関連する買戻日から４営業日以内に各クラスの通貨で支払われる。

譲渡

受益証券の募集は1933年米国証券法（その後の改正を含む。）に基づく登録を受けていないため、各購入者は、申込契約において、当該購入者による受益証券の購入が投資目的であり、当該受益証券の全部または一部の譲渡または処分を意図していない旨の表明保証を行わなければならない。

受益者は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドに対して書面による事前の通知を行い、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの書面による事前の同意（ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、その単独かつ絶対的な裁量において当該同意を留保することができる。また、通常、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、当該同意を付与する意向を有していない。）を取得することなく、自身が保有する受益証券の全部または一部を譲渡またはその他贈与等の方法により処分してはならない。受益者の死亡に伴い譲渡または処分が提案される場合、当該受益者の財産につき適式に授權された代理人による通知を行うことができる。当該通知は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドにとって満足のいく形の法的権限に係る証拠により裏付けられたものでなければならない。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、法律の適用により受益証券の所有権を取得した者により保有される受益証券を強制的に買い戻す権利を有する。

4. 受益証券

2015年３月31日現在、サブ・ファンドにより発行されたすべての受益証券は、単一の関連受益者名義で保有されている。当該受益者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える可能性がある。

(A) 当初発行

サブ・ファンドの受益証券の当初発行価格は、１口当たり0.01米ドルである。各クラスの当初最低購入口数は、１口である。最低購入金額は、1,000米ドル以上0.01米ドル単位である。適用ある法律に従い、当該最低購入金額は、一般的にまたは特定の場合に管理会社の裁量により変更されることがある。

当初発行価格の3.0%（現地消費税その他の税を含まない。）を上限とする申込手数料が課され、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）により留保されることがある。当該申込手数料は、サブ・ファンド外で徴収され、日本における販売会社に対して直接支払われる。

(B) 継続発行

当初払込日以降、サブ・ファンドの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の受益証券1口当たり純資産価格で購入可能となる。

特定の営業日に取引が実行されるために、取得申込書類は、管理会社が別段の合意をしない限り、当該営業日の指定時刻（ルクセンブルク時間の午後1時）までに管理事務代行会社に受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、該当する営業日（当該営業日を含む。）から5営業日目にブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）により受領されなければならない。

受益証券に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

管理会社、投資先ファンドの受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

受益者は、ケイマン諸島犯罪収益法（2008年）（随時改訂される。）および管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

(C) 買戻し

当初払込日以降、受益者はいずれかの営業日に自己の受益証券の全部または一部を買い戻すことができる。受益証券の買戻しの申込みが営業日に処理されるためには、当該申込みは、営業日の指定時刻前に管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻後に受領された申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

管理会社は、その単独の裁量により、受益証券の買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。

買戻金額の支払は、サブ・ファンドの表示通貨建てで、管理会社が買戻請求を承認した日（同日を含む。）から通常5営業日以内に、保管会社またはその代理人によって行われる。

受益証券の買戻金額は、管理会社が買戻請求を承認した営業日現在の1口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、買戻しを行う受益者に支払われる買戻代金から第三者の費用または源泉徴収税（該当する場合）を控除することができる。買戻しは1口単位で行われなければならない。

5. リスク要因

受益証券は、相当の損失リスクを伴う投機的な非流動証券であり、サブ・ファンドに対する投資がその投資家の投資プログラムの全てを占めるものではなく、かつサブ・ファンドに対する投資のリスクを十分

に理解し、かかるリスクを負う能力を有する投資に精通した個人による投資のみに適している。サブ・ファンドにより株式への集中投資が行われることで、サブ・ファンドへの投資が一部のポートフォリオに不適切となることがある。以下のリスクについての要約に記載されたサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する複合的リスクについて言及するものである。サブ・ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの完全なリストとされるものではない以下の勘案事項は、サブ・ファンドに対する投資を行う前に慎重に評価されるべきである。

(A) 市場リスク

市場リスクとは、サブ・ファンドが投資する一つ以上の市場の価格が下がるリスクをいい、市場が急激にかつ予測不能に下降する可能性を含む。選択リスクとは、サブ・ファンドの経営陣が選択する証券の運用実績が、同様の投資目的および投資戦略を持つその他のファンドが選択する市場、関連する指数または証券の運用実績を下回るリスクをいう。

(B) 為替リスク

投資先ファンドは、主に日本円建の資産に投資する。サブ・ファンドは、豪ドル建であるため、為替相場の変動は、サブ・ファンドのポートフォリオの価値に影響を与える可能性がある。当該リスクは、通常、「為替変動リスク」と呼ばれ、サブ・ファンドの強力な機能通貨が投資家へのリターンを減少させる可能性がある一方、サブ・ファンドの弱い機能通貨が当該リターンを増加させる可能性があることをいう。外国為替変動リスクの軽減を追求するための手段として、日本円建の原資産について、原則として投資先ファンドによって豪ドルに対する為替ヘッジ取引が実施される。このため、外国為替相場の変動が投資先ファンドにおけるサブ・ファンドの投資の価値に影響を与えることがある。

(C) 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売却または購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、または売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいう。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には受益証券１口当たり純資産価格の下落要因となる。

(D) カウンター・パーティーおよびブローカー・リスク

投資先ファンドまたは投資先ファンドの受任者が取引または投資する金融機関およびカウンター・パーティー（銀行およびブローカーを含む。）が、財務上の困難および投資先ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、投資先ファンドは、一定の取引を確保するためにカウンター・パーティーに対して担保を差し入れることがある。

サブ・ファンドは、各カウンター・パーティーとマスター・ネットティング契約を締結することで、カウンター・パーティーの信用リスクに対するエクスポージャーの軽減を試みる。マスター・ネットティング契約は、カウンター・パーティーの信用度が指定されたレベルを超えて低下した時点で、当該契約下で行われた取引のすべてを終了できる権利をサブ・ファンドに与える。マスター・ネットティング契約に基づき、各当事者は、他方当事者の債務不履行があった場合または契約が終了した場合に、当該契約の下で行われた取引のすべてを終了し、各取引に基づき一方当事者が他方当事者に対して支払義務を負う金額を相殺する権利を有する。サブ・ファンドのＯＴＣデリバティブに関連するカウンター・パーティーの信用リスクから発生する最大損失リスクは、一般的に、未実現評価益の総額およびカウンター・パーティーがサブ・ファンドに差し入れた担保を超えるカウンター・パーティーの未払金額である。サブ・ファンドは、最低譲渡規定に従い、カウンター・パーティーのために、ＯＴＣデリバティブに関して、各カウンター・パーティーの未決済のデリバティブ契約における未実現評価益以上の金額の

担保の差入を要求されることがあり、かかる差入れ担保（もしあれば）は、投資有価証券明細表に特定されている。

(E) 保管リスク

サブ・ファンドは、自己の投資先証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管者が保有するサブ・ファンドまたは証券の全部または一部をサブ・ファンドが失う可能性がある。

(F) 通貨リスク

サブ・ファンドが投資する証券その他の商品は、豪ドル以外の通貨建てで表示または値付けがなされることがある。このため、外国為替相場の変動がサブ・ファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼすことがある。このリスクは、一般的に「通貨リスク」として知られ、サブ・ファンドの弱い機能通貨が投資家への収益を増やす一方で、強力な機能通貨が投資家への収益を減少させることがある。

(G) デリバティブ

サブ・ファンドは、投資をヘッジするまたは利益の増加の追求を目的として、デリバティブ商品を利用することがある。他の種類の金融商品に比べて、デリバティブは、サブ・ファンドのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させる。デリバティブは、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴っている。

- ・信用リスク - デリバティブ取引における取引相手方（取引の反対側の当事者）が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。
- ・レバレッジリスク - 比較的小さい市場の変動が投資対象の価額を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。
- ・流動性リスク - 一定の証券について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価値があると判断する価格にて、売却することが困難または不可能となる可能性があるというリスク。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的のためにデリバティブを利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは消滅させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待した通りにヘッジされていた保有財産の価額変動に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能かもしくは費用効率が良いという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。サブ・ファンドは、リターン強化のためにデリバティブを利用することがあるため、その投資対象によって、サブ・ファンドは、ヘッジのためだけにデリバティブを利用する場合よりも大きな上述のリスクにさらされることがある。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

6. 保証および補償

サブ・ファンドの設立書類に基づき、特定の当事者（受託会社および投資運用会社を含む。）は、サブ・ファンドに対する各自の義務の履行により発生する可能性のある債務の補償を受ける。更に、通常の業務において、サブ・ファンドは、様々な補償条項を含む契約を締結する。サブ・ファンドに対して現在には発生していないが、将来行われる可能性のある請求が含まれるため、これらの契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは不明である。ただし、サブ・ファンドは、これらの契約に基づく事前の請求または損失を受けてはいない。

7．所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得および評価益に対して課される税金はなく、また遺産税および相続税の性質を有するいかなる税金もサブ・ファンドを構成する不動産、およびサブ・ファンドの下で生じる収益、ならびに当該不動産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、および受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法（改訂後）におけるセーフ・ハーバーに適切となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティ取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益がサブ・ファンドが行う米国の取引または事業に実質的に関連している場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して米国の税金30％が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会 - 会計基準編纂書740）は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「認定される可能性の方が高い（more likely than not）」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高い場合の閾値を満たす税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50％超である最大ベネフィットまで減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関して、権利または賦課金はない。

2015年3月31日現在、アメリカ合衆国以外の主要な税務管轄の調査対象となる課税年度は、時効に係る法令に基づき、2014年会計年度（運用開始年度）から当会計年度までである。アメリカ合衆国連邦税務管轄の調査対象となる課税年度には、2014年会計年度（運用開始年度）から2015年3月31日までが含まれる。

8．報酬、費用および関連当事者取引

(A) 管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額に基づいて、毎日発生し、毎月支払われる報酬を受領する。管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、5億米ドルまでの部分について年率0.05％、5億米ドル超10億米ドルまでの部分について年率0.04％、10億米ドル超の部分について年率0.03％を受領する権利を有する。管理事務代行会社はまた、毎月3,750米ドルの資産ベースの最低報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月後払いされる。2015年3月31日までの

６か月間に管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が稼得した報酬は、損益計算書に開示されている。

(B) 保管報酬

保管会社は、総資産および取引高に基づいて毎月計算され、支払われる報酬を受領する。保管会社は、保管契約における記載の通り、合意済の取引手数料の支払を受ける権利を有し、サブ・ファンドの資産から適切な裏付けのある立替費用の払戻しを受ける。保管会社は、毎月400米ドルの最低報酬を受領する。2015年３月31日までの６か月間に保管会社が稼得した報酬は、損益計算書に開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2015年３月31日までの６か月間に受託会社が稼得した報酬、および2015年３月31日現在における受託会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(D) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.35%の料率で年間報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2015年３月31日までの６か月間に投資顧問会社が稼得した報酬、および2015年３月31日現在における投資顧問会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(E) 代行協会員報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、日本証券業協会の規則および要件を確実に遵守して、ファンドに関する資料の配布、純資産価額の公表および日本におけるジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの財務書類の提供に責任を負い、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.05%の年間報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2015年３月31日までの６か月間に代行協会員が稼得した報酬、および2015年３月31日現在における代行協会員への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(F) 販売報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）は、日本法に従い投資家により申し込まれた受益証券取引の完了に責任を負い、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.70%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2015年３月31日までの６か月間に日本における販売会社が稼得した報酬、および2015年３月31日現在における日本における販売会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 管理報酬

管理会社は、投資顧問会社の指示に従ってファンド運用サービスおよび投資運用サービスを提供し、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2015年３月31日までの６か月間に管理会社が稼得した報酬、および2015年３月31日現在における管理会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(H) その他の費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換事務代行報酬によってカバーされない、運用に関連するその他の費用を負担することがあり、当該費用には、当局対応手数料、ブローカー手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、金利を含む借入費用、訴訟および補償費用を含む特別費用、設立費用ならびに監査報酬が含まれるが、これらに限定されない。

9．関連当事者取引

サブ・ファンドは、受託会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で外国為替予約取引を締結することができる。2015年3月31日現在のブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間のすべての外国為替予約取引は、投資有価証券明細表において開示されている。2015年3月31日までの6か月間に、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で締結された外国為替予約取引において1,518米ドルの実現純利益があり、損益計算書に開示されている。

10．後発事象

受託会社は、2015年5月15日の財務書類の公表日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2015年4月1日から2015年5月15日までに実施された発行金額は、97,355米ドルであり、買戻金額は、918,491米ドルであった。サブ・ファンドに関して報告すべきその他の後発事象はない。

(2) 投資有価証券明細表等

コクサイ・ケイマン・トラスト -
 豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
 投資有価証券明細表
 2015年3月31日現在 (未監査)
 (通貨：豪ドル)

	受益証券口数	純資産比率 (%)	評価額 (豪ドル)
投資先ファンドへの投資 - 98.5%			
ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド (コクサイ・トラストのサブ・ファンド) - 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	93,696	98.5%	\$ 11,758,848
投資先ファンドへの投資合計 (特定された原価 \$ 10,315,973)		98.5%	11,758,848
負債を上回る現金およびその他の資産		1.5%	180,864
純資産		100.0%	\$ 11,939,712

2015年3月31日現在、サブ・ファンドは、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの純資産の4.13%を所有している。 サブ・ファンドの投資先ファンドにおける個別銘柄の公正価値の比例持分は、サブ・ファンドの純資産の5%を超過していない。

サブ・ファンド・レベルの外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現 評価益	未実現 (評価損)	未実現純 評価益
USD	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー	372	2015年4月1日	AUD	471	\$ 15	\$ -	\$ 15

コクサイ・ケイマン・トラスト -
 豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）
 投資有価証券明細表（続き）
 2015年3月31日現在（未監査）
 （通貨：豪ドル）

デリバティブ商品の価額

下表は、潜在的なネットティング・アレンジメントを含むサブ・ファンドのデリバティブ・ポジションの概要である。デリバティブ商品に関する追加情報は、財務書類に付随する注記の注記2のデリバティブ商品セクションおよび注記5のリスク要因セクションを参照のこと。

	取引相手方	デリバティブ 資産の価額	デリバティブ 負債の価額
マスター・ネットティング・アレンジメントの対象とらない デリバティブの総額	ブラウン・ブラ ザーズ・ハリマ ン・アンド・カン パニー	\$ 15	\$ -
資産負債明細表当たりのデリバティブの総額		\$ 15	\$ -

通貨略称

AUD 豪ドル
 USD 米ドル

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額（平成27年4月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約44億円）

発行済株式総数 1,002,080株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下の通りである。

平成22年4月末日	37,117,968.52米ドル
平成23年4月末日	37,117,968.52米ドル
平成24年4月末日	37,117,968.52米ドル
平成25年4月末日	37,117,968.52米ドル
平成26年4月末日	37,117,968.52米ドル
平成27年4月末日	37,117,968.52米ドル

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を直ちに解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 法律が許容する限り速やかに管理会社の解任にかかる特別決議が定時投資主総会において受益者により可決された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不履行、詐欺または（信託証書に定義される）重過失の場合を除き、サブ・ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドのために、かつサブ・ファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、（ ）サブ・ファンドの運営もしくはサブ・ファンドの受益証券の募集もしくは（ ）管理会社の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきサブ・ファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、サブ・ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、上記の者を上記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不履行、詐欺または（信託証書に定義される）重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成27年4月末日現在、以下の投資信託の管理を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価額の総額
---------	------------	----	----------

ケイマン諸島	契約型投資信託（アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。）	77	8,237,172,319.19米ドル
--------	---------------------------------	----	---------------------

（３）その他

本半期報告書提出前６か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびサブ・ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所を下線で示します。

表紙

< 訂正前 >

代表者の役職氏名 マネージング・ディレクター 磯村 尚賢

< 訂正後 >

代表者の役職氏名 マネージング・ディレクター 寺脇 恒

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(2) ファンドの沿革

< 訂正前 >

昭和49年4月11日	管理会社設立
平成22年8月3日	信託証書締結
平成26年1月10日	補遺信託証書締結
平成26年2月6日	日本における受益証券の募集開始
平成26年2月19日	サブ・ファンドの運用開始

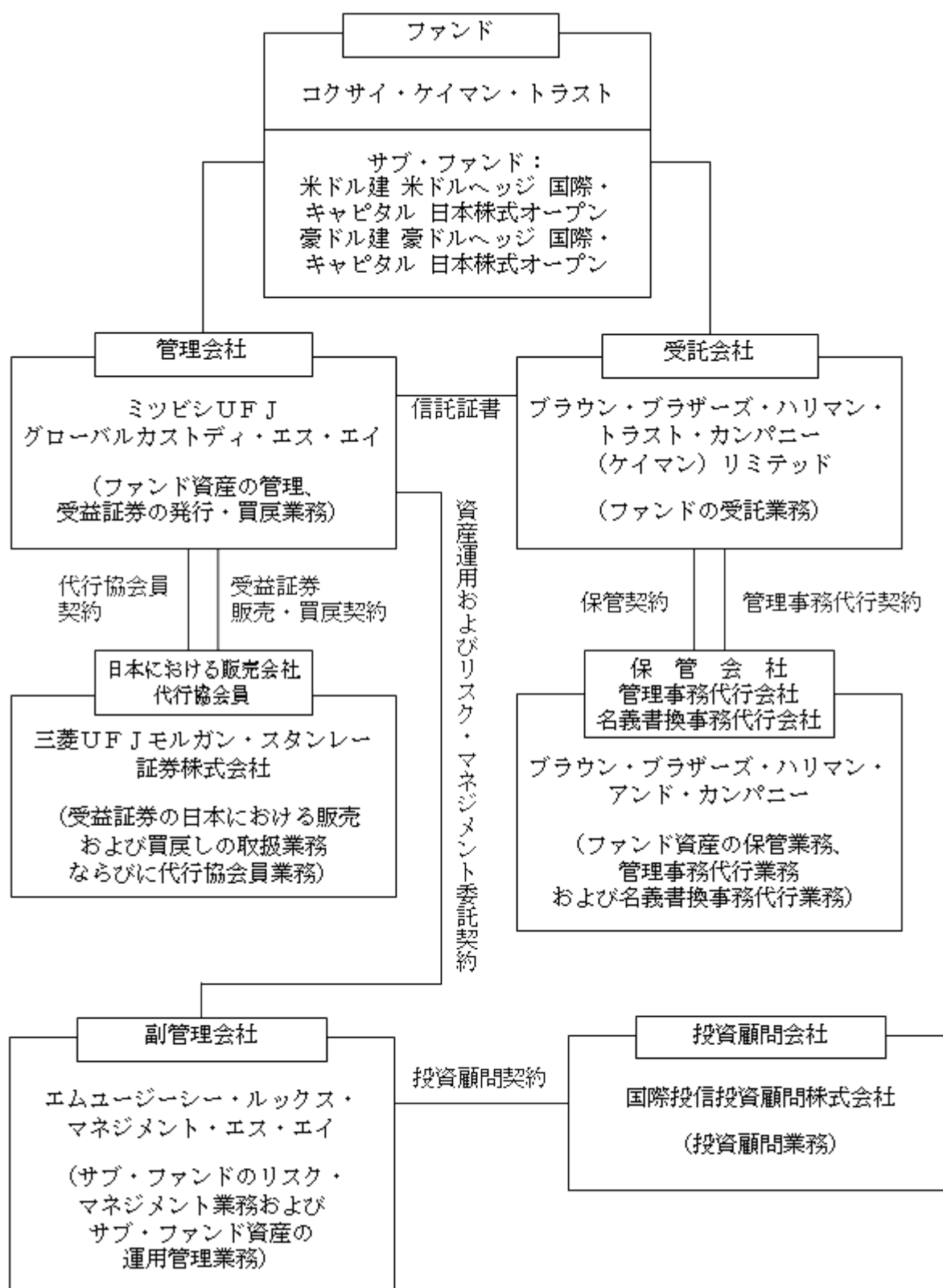
< 訂正後 >

昭和49年4月11日	管理会社設立
平成22年8月3日	信託証書締結
平成26年1月10日	補遺信託証書締結
平成26年2月6日	日本における受益証券の募集開始
平成26年2月19日	サブ・ファンドの運用開始
<u>平成27年6月12日</u>	<u>補遺信託証書締結</u>

(3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

< 訂正前 >



(中略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
----	------------	--------

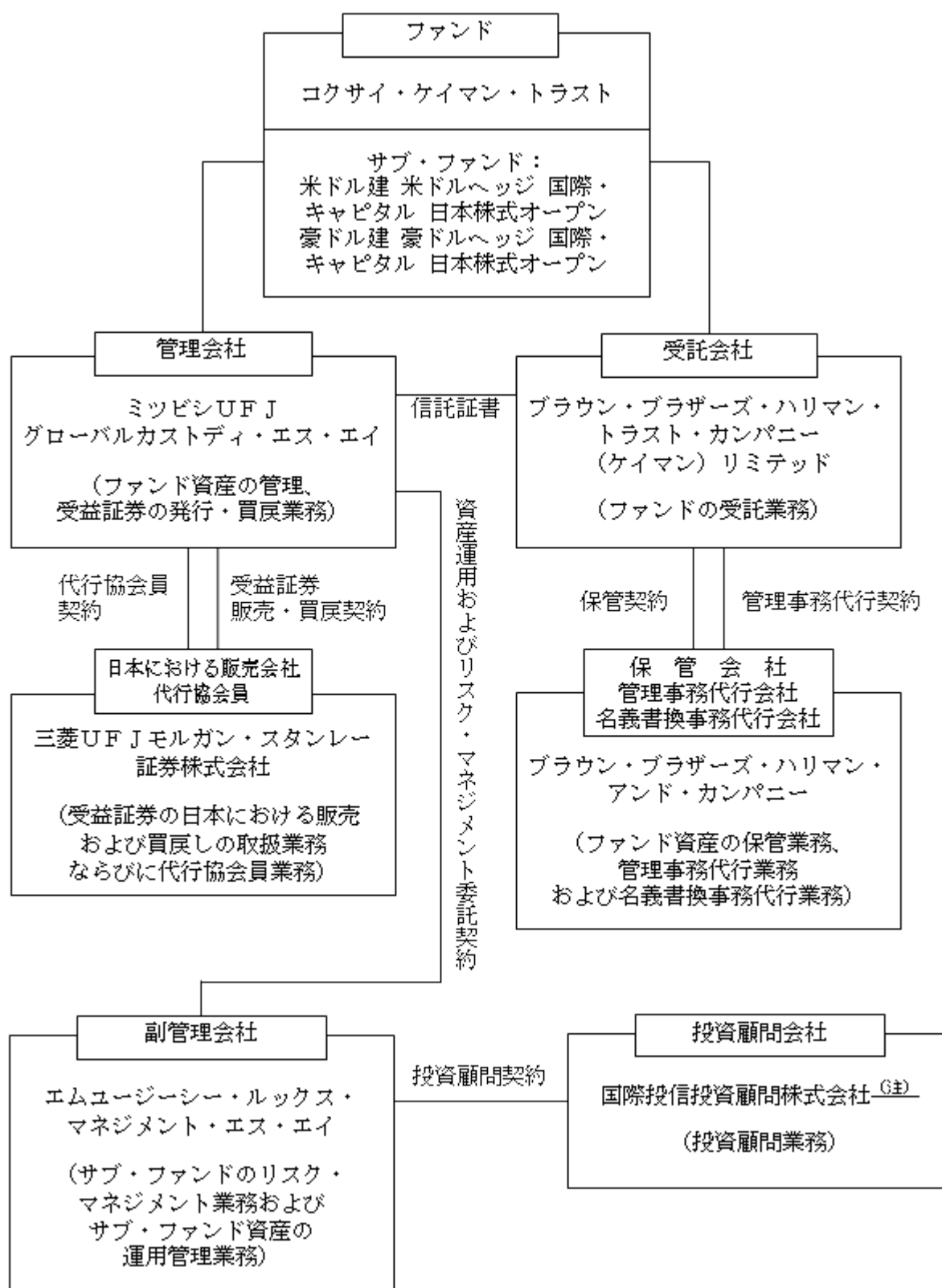
三菱UFJグローバル カストディ・エス・エイ （Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）	管理会社	平成22年8月3日付で信託証書および平成26年1月10日付で補遺信託証書（以下「信託証書」という。）を受託会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。
--	------	---

(中略)

三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成26年1月17日付で管理会社との間で代行協会員契約（注5）を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。 平成26年1月17日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注6）を締結。同契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。
---------------------------	---------------------	---

(後略)

<訂正後>



(注) 国際投信投資顧問株式会社は、平成27年7月1日付で、三菱UFJ国際投信株式会社に変更される。三菱UFJ国際投信株式会社は、国際投信投資顧問株式会社と三菱UFJ投信株式会社が同日付で合併し、その名称を変更したものである。以下同じ。

(中略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
----	------------	--------

三菱ＵＦＪグローバル カストディ・エス・エイ (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)	管理会社	平成22年8月3日付で信託証書ならびに平成26年1月10日付および平成27年6月12日付で補遺信託証書（以下「信託証書」という。）を受託会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。
--	------	--

(中略)

三菱ＵＦＪモルガン・ スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成26年1月17日付で管理会社との間で代行協会員契約（変更済）（注5）を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。平成26年1月17日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注6）を締結。同契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。
---------------------------	---------------------	--

(後略)

管理会社の概況

< 訂正前 >

(前略)

(八) 資本金の額（平成27年1月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約44億円）

発行済株式総数 1,002,080株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

(八) 資本金の額（平成27年4月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約44億円）

発行済株式総数 1,002,080株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

（注）米ドルの円貨換算は、便宜上、平成27年4月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売

買相場の仲値（1米ドル＝119.00円）による。

(後略)

(5) 開示制度の概要

日本における開示

< 訂正前 >

(イ) 監督官庁に対する開示

(中略)

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。ま

た、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各会計年度終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（中略）

前記のサブ・ファンドの運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書）は、日本の知れている受益者に交付される。

<訂正後>

（イ）監督官庁に対する開示

（中略）

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各会計年度終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項について記載した運用報告書および運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（中略）

前記のサブ・ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。サブ・ファンドの運用報告書は、代行協会員のホームページに掲載されるが、受益者から交付請求があった場合には、交付される。

3 投資リスク

<訂正前>

（前略）

（2）リスクに対する管理体制

（中略）

<参考情報>

グラフは、サブ・ファンドの投資リスクを理解するための情報のひとつとして利用されたい。

サブ・ファンドの課税前分配金再投資換算 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

米ドル建 米ドルヘッジ



豪ドル建 豪ドルヘッジ



※課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各サブ・ファンドの公表されている1口当たり純資産価格に各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている1口当たり純資産価格とは異なる。以下同じ。

※サブ・ファンドの運用開始日が2014年2月19日であるため、課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、2014年2月から2015年1月の各月末における価格を表示したものである。また、サブ・ファンドの年間騰落率については該当データがないため、表示していない。

<各資産クラスの指数>

米ドル建 米ドルヘッジ

日本株 … 東証株価指数(TOPIX) (配当込)
先進国株 … MSCI-KOKUSA指数 (配当込) (米ドルベース)
新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込) (米ドルベース)
日本国債 … シティ日本国債インデックス (米ドルベース)
先進国債 … シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし) (米ドルベース)
新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (米ドルベース)
※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

豪ドル建 豪ドルヘッジ

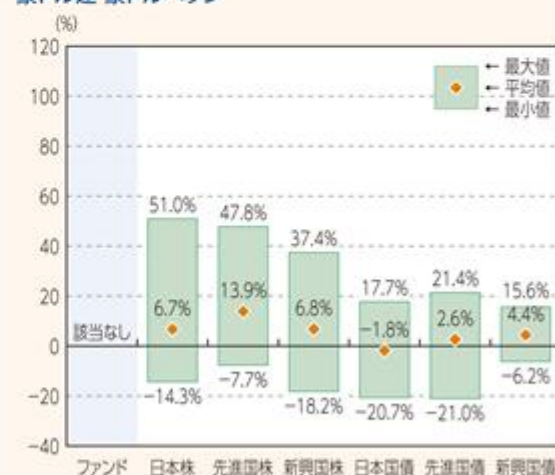
日本株 … 東証株価指数(TOPIX) (配当込)
先進国株 … MSCI-KOKUSA指数 (配当込) (豪ドルベース)
新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込) (豪ドルベース)
日本国債 … シティ日本国債インデックス (豪ドルベース)
先進国債 … シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし) (豪ドルベース)
新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド
※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

サブ・ファンドと他の代表的な 資産クラスとの年間騰落率の比較

米ドル建 米ドルヘッジ



豪ドル建 豪ドルヘッジ



(出所) 指数提供会社のデータを基にアンダーソン・毛利・友常法律事務所が作成

※全ての資産クラスがサブ・ファンドの投資対象とは限らない。
※上記は2010年2月から2015年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を代表的な資産クラスについて表示したものである。また、サブ・ファンドの年間騰落率については該当データがないため、表示していない。

<訂正後>

(前略)

(2) リスクに対する管理体制

(中略)

< 参考情報 >

グラフは、サブ・ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報のひとつとしてご利用下さい。

サブ・ファンドの課税前分配金再投資換算 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

米ドル建て 米ドルヘッジ



豪ドル建て 豪ドルヘッジ



※課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各サブ・ファンドの公表されている1口当たり純資産価格に各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている1口当たり純資産価格とは異なります。以下同じです。

※サブ・ファンドの運用開始日が2014年2月19日であるため、課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、2014年2月から2015年1月の各月末における価格を表示したものです。また、サブ・ファンドの年間騰落率については該当データがないため、表示していません。

サブ・ファンドと他の代表的な 資産クラスとの年間騰落率の比較

米ドル建て 米ドルヘッジ



豪ドル建て 豪ドルヘッジ



(出所) 指数提供会社のデータを基にアンダーソン・毛利・友常法律事務所が作成

※全ての資産クラスがサブ・ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2010年2月から2015年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を代表的な資産クラスについて表示したものです。また、サブ・ファンドの年間騰落率については該当データがないため、表示していません。

< 各資産クラスの指数 >

米ドル建て 米ドルヘッジ

日本株 … 東証株価指数(TOPIX) (配当込)

先進国株 … MSCI-KOKUSAII指数 (配当込) (米ドルベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込) (米ドルベース)

日本国債 … シティ日本国債インデックス (米ドルベース)

先進国債 … シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし) (米ドルベース)

新興国債 … JPモルガン・ガバナメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

豪ドル建て 豪ドルヘッジ

日本株 … 東証株価指数(TOPIX) (配当込)

先進国株 … MSCI-KOKUSAII指数 (配当込) (豪ドルベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込) (豪ドルベース)

日本国債 … シティ日本国債インデックス (豪ドルベース)

先進国債 … シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし) (豪ドルベース)

新興国債 … JPモルガン・ガバナメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

4 手数料及び税金

（５）課税上の取扱い

< 訂正前 >

（前略）

（Ａ）日本

平成27年3月31日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

（中略）

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ。）15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）、この場合、支払調書は提出されない。

日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

（中略）

< 平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記 >

（中略）

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、平成28年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われる。

（中略）

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

（中略）

本書の日付現在では、サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

（Ａ）日本

平成27年6月30日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(中略)

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、源泉分離課税となり、20.315%(所得税(復興特別所得税を含む。以下同じ。)15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが、この場合、支払調書は提出されない。

日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。)または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。

(中略)

<平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記>

(中略)

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、平成28年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

(中略)

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

(中略)

サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

(後略)

第三部 特別情報

第１ 管理会社の概況

１ 管理会社の概況

< 訂正前 >

（前略）

（３）役員および従業員の状況

（平成27年 3月31日現在）

氏名	役職名	略歴	
磯村 尚賢	マネージング・ディレクター	昭和63年 4月 平成25年 6月	三菱信託銀行株式会社（現三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）入行 三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ入行
倉部 正士	デプティ・マネージング・ディレクター	昭和63年 4月 平成26年 3月	株式会社東京銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ入行

< 訂正後 >

（前略）

（３）役員および従業員の状況

（平成27年 6月30日現在）

氏名	役職名	略歴	
寺脇 恒	マネージング・ディレクター	昭和62年 4月 平成27年 6月	三菱信託銀行株式会社（現三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）入行 三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ入行
倉部 正士	デプティ・マネージング・ディレクター	昭和63年 4月 平成26年 3月	株式会社東京銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ入行

第２ その他の関係法人の概況

１ 名称、資本金の額及び事業の内容

< 訂正前 >

（前略）

（４）国際投信投資顧問株式会社（「投資顧問会社」）

（イ）資本金の額

平成27年 1月末日現在、26億8,000万円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った投資運用業者、投資助言・代理業者、第二種金融商品取引業者であり、投資信託の運用に関する業務、投資一任および投資助言に関する業務を行っている。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

(4) 国際投信投資顧問株式会社（「投資顧問会社」）（注１）

(イ) 資本金の額

平成27年1月末日現在、26億8,000万円（注２）

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った投資運用業者、投資助言・代理業者、第二種金融商品取引業者であり、投資信託の運用に関する業務、投資一任および投資助言に関する業務を行っている。

（注１）国際投信投資顧問株式会社は、平成27年7月1日付で、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更される。三菱ＵＦＪ国際投信株式会社は、国際投信投資顧問株式会社と三菱ＵＦＪ投信株式会社が同日付で合併し、その名称を変更したものである。

（注２）三菱ＵＦＪ投信株式会社の資本金の額は、平成27年4月30日現在、20億円である。

（後略）